

厚生労働省 令和6年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する
調査研究
報 告 書

令和7年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業目的	5
3 事業の実施内容	6
(1) 調査事業の実施状況	6
(2) 検討委員会の実施状況	7
4 DBシステム整備の論点と実装状況をふまえた整理	8
(1) 前回調査研究における論点の再確認	8
(2) 前回調査研究における検討課題等の再確認	13
(3) DBシステムのフレームについて	15
5 事業者調査の結果	18
(1) 調査結果のまとめ	18
(2) 法人アンケート調査	19
(3) 事業者団体へのヒアリング調査	35
6 DBシステムの運用等に関する検討	38
(1) DBシステムの運用等において検討の必要な事項等	38
(2) DBシステムのマニュアル、ツール等に関する検討	42
(3) 登録データの按分方法について	48
(4) 今後の課題等について	52
7 参考資料（調査票）	54

1 事業要旨

本事業は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）及び「公的価格評価検討委員会」（令和 4 年 12 月 2 日）において示された、医療、介護、障害福祉、保育等の分野における経営情報のデータベース化（経営状況に関する全国的な電子開示システムの整備）の要請をふまえ、障害福祉分野における事業者の経営状況の「見える化」に向けたデータベースの整備・運用にあたり、その方向性等を明らかにすることを目的として実施した。

本事業に先行する令和 5 年度事業においては、主にデータベースの整備に関する事項を論点として検討されたが、その後、データベースの実装プロセスに入り、データベースのフレーム等が固まってきたことから、本事業では、データベースの運用を主な論点とし、検討委員会を設置して内容の考察・検討を行った。

本事業により、データベースの運用に関し、次のことが明らかになった。

【DBシステム整備の論点と実装状況をふまえた整理】

- ・DBシステムは実装のプロセスに入っており、WAMにより、「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加の形で整備が進められている。情報公表システムは事業者が実施するサービス毎に情報登録・申請する形態となっており、DBシステムの形式や運用等も、その枠内で進める形態となる。また、登録データの項目等については、介護と障害で差異の少ない形態とすることで実装が進められている。

（DBシステムの整備・運用方針）

- ・データ登録を求める法人の範囲については、「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象に特に除外規定はなく、その追加機能としてDBシステムが整備されることから、原則として、前回調査研究の論点の通り全事業者を対象とする運用が想定される。
- ・「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象はサービス単位としており、DBシステムも原則としてサービス単位で損益を登録するが、前回調査研究の論点の通り、サービス単位が困難な場合は例外として事業所単位、法人単位の登録も認める運用が想定されている。
- ・事業所単位、法人単位の登録を行う場合は、該当する各サービスに同じ情報を登録する運用となる。
- ・介護のシステムでは、当初、会計基準に応じた登録フレームを用意するものとされていたこと等をふまえ、前回調査研究の論点では、複数の登録フレームを用意する想定としたが、介護のシステムで最終的に1つの共通フレームで登録を行う方式が採用され、障害においても介護と整合を図る観点から1フレームによる登録方式で実装を行うこととなった。
- ・前回調査研究の論点では、貸借対照表情報の登録を想定する形としていたが、事業者の情報登録の負担軽減、介護のシステムでは貸借対照表情報の登録が見送られ、整合を図る必要のあること等の観点から、DBシステムにおいては貸借対照表情報の登録は実装されない形となった。
- ・「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加として、DBシステムに、財務情報登録とともに職種別の給与と人数の情報を登録する機能を実装する。
- ・「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象はサービス単位としていることから、職種別給与・人数情報の登録範囲も財務情報登録と同様とし、原則として「各サービスに従事する職員」とする。

- ・ D Bシステムの情報開示については、個別の事業者の財務・経営情報は非公表とする。D Bシステムに基本的な集計の機能を実装する。
- ・ 登録情報の按分処理に用いる情報の入手先として、「障害福祉サービスデータベース」の利用を想定し、各サービスコード・事業所番号に紐づいた給付額や利用者数の情報を得る手順とする。

【障害福祉サービス事業を実施している事業者の状況】

- ・ 障害福祉サービス等事業を実施する法人は、障害福祉サービス等事業のみを実施する法人、障害福祉サービス等事業以外の事業も実施する法人、また、障害福祉サービス等事業以外の事業も実施する法人では、障害福祉サービス等事業のウェイトが1割に満たない法人と半分以上の法人など、多様な様相を示している。D Bシステムの登録対象となる事業者はさまざまな属性を有することが想定され、D Bシステムの運用にあたっては、こうした多様性に留意する必要がある。
- ・ 会計業務でのソフトウェア・システムの使用状況は、市販のソフトウェア・システムを使用しているところが多いが、外部委託等のため詳細不明というところも比較的多い。職員の勤怠管理・給与管理等でのソフトウェア・システムの使用状況についても同様の傾向が見られる。外部委託を行っている事業者では情報登録の手順等に混乱を生ずる可能性もあることから、留意が必要と考えられる。
- ・ サービス別の区分会計の状況については、通所系サービス等に比べて、訪問系サービスで区分会計をしていないところも比較的に見られる。法人種別でも差異があると想定され、留意が必要と考えられる。
- ・ D Bシステムへの財務情報の登録に関しては、アンケート調査によれば、項目（科目）別に登録可能というところが約6割、登録困難（一部項目の登録困難含む）というところが約3割という状況である。小規模事業者等で登録困難な事業者も少なくないと考えられ、運用にあたっては、できるだけ多くの事業者が適切に情報登録できるように留意する必要がある。
- ・ D Bシステムへの職種別職員の人数・給与情報の登録に関しては、アンケート調査によれば、常勤・非常勤に分けて登録可能というところが6～7割、職種別登録は難しいというところが2～3割という状況である。多機能型等で職種を兼務している場合に区分が難しいという意見もあり、留意が必要と考えられる。

上記の論点の再整理、事業者の実態把握等をふまえ、本事業において、D Bシステムの運用等において検討の必要な事項を整理した。

【D Bシステムの運用等において検討の必要な事項等】

（データ登録の負担軽減）

- ◆ 社会福祉法人に関しては、社会福祉法人会計基準からD Bシステム項目へのデータ変換ツールを用いることで、財務情報公表システムに登録したデータからD Bシステムの登録データに変換できることから、ひと手間にはなるが、負担が大きく増えることはない想定される。
- ◆ データ変換ツールについては、将来的にはシステム実装が望ましいが、当面はExcel等で作成した簡易なものを用意する形が考えられる。対象の会計基準は、社会福祉法人会計基準、病院会計準則、N P O法人会計基準、企業会計（その他）の4種類程度が望ましいと考えられる。
- ◆ 既存の統計調査の「経営実態調査」等との統合・集約や、介護・障害の両事業を実施している事業者が1回で登録可能になるしくみなど、すぐに整備を行うことは難しいと思われるが、将来的に現場の事務負担

を軽減し、効率化を進めていくための方策を検討していくことが重要と考えられる。

（区分会計への対応）

- ◆本来は事業者が合理的な基準で区分会計を行い、情報登録することが理想だが、困難な場合も多いと考えられる。情報を区分していない事業者が登録を断念し、情報の不均衡が生じるおそれもあるため、法人単位での財務情報の登録を認め、登録しない事業者をできるだけ減らして不均衡を縮減するとともに、システム上でサービス別への按分を行うしくみを設ける必要があると考えられる。
- ◆収益は基本的にサービス単位での登録が可能であり、事業所・法人単位での登録を行う事業者にも、収益はサービス単位での登録を促すことも考えられる。また、法人内で繰入金等によりサービス間の収支調整を行っている場合があり、該当する事業者に、調整の影響を除いた登録を促すことも考えられる。
- ◆按分処理の指標となる給付額、利用者数などのデータは、既存の障害福祉DBや情報公表システムから入手できるデータを用いるほか、医療、介護等の事業については、必要に応じて事業者がDBシステムに登録する形を想定する。なお、入院、通院や入所、通所等の利用者数情報については、そのカテゴリーに応じて適切な配分比（入所：通所を2：1にする等）での扱いを検討する必要がある。
- ◆人件費等の費用の按分にあたっては、合わせて登録される職員数の情報等を指標として利用することも考えられる。

（貸借対照表データの扱い）

- ◆情報公表システムにおける財務諸表の公開は、今後も同じ形態で継続され、B/Sも含まれる。
- ◆DBシステムへの貸借対照表データの登録は、負担低減のため当面は登録なしとしたが、今後データが必要となった場合もふまえて継続的に検討する必要があると考えられる。

（データ登録の期限設定）

- ◆DBシステムへの登録期限は、決算期間末日から4か月以内とすることが望ましいと考えられる。

（外部委託の扱い）

- ◆会計業務等を外部委託している場合のDBシステムへの情報登録について、手順の明確化や事業者への呼びかけを行い、適切な情報登録が行われるようにしていく必要があると考えられる。

（職員情報の扱い）

- ◆職員の給与情報については、個別情報を公表することはないこと等を説明し、個人特定の不安の払しょく、登録への理解を求める必要がある。
- ◆職員情報で職種別の登録を求める場合、職種を兼務する者の場合は1職種に寄せて登録する形が想定される。この場合、按分等の手間は不要になるが、人数の少ない事業所の場合、配置が必要な職種が見かけ上で0になる場合等も生じるため、登録方法について、わかりやすく説明することが必要と考えられる。

（情報の開示について）

- ◆登録情報については、個別情報の公表はされないことが基本となっているが、研究目的などでの個別情報の利用については対応が必要と考えられる。一方で、不適切な目的での情報開示請求等も想定されることから、DBシステムの運用にあたり、適正な情報開示の制度を用意することが重要となる。

- ◆情報の集計・公表等に関しては、事業者の属性等による登録率の差異も考慮するなど、適切な公表情報の数値としていく必要がある。また、誰に対して情報を公表していくのかという観点から、公表情報の種類や内容等を検討していく必要がある。

【DBシステムのマニュアル、ツール等に関する検討】

- ・DBシステムの運用にあたっては、事業者の負担をできるだけ低減することや、データの誤登録の防止等の観点から、情報登録の手順や登録データについて説明するマニュアル等を整備することが有用であると考えられる。そのため、マニュアルの構成等に関し検討を行った。
- ・DBシステムの財務情報の登録フォームは、事業者の使用する会計基準に関わらず共通とする実装であることから、各種会計基準から、DBシステムの財務情報登録テンプレートへのデータ変換を行うツールを用意することで、事業者の情報登録の負担をある程度軽減できるものと考えられる。そのため、ツールの構成等に関し検討を行った。
- ・財務情報の登録は、サービス単位での登録を基本とするが、サービス単位での区分会計が難しい事業者には、事業所・法人単位でのデータ登録も可能とする運用が想定されている。その場合、登録情報には、対象サービス以外の情報も含まれることとなり、そこから対象サービスの情報を切り出すための操作（按分操作）が必要になる。そのため、按分の手順や考え方等について検討を行った。

【本事業成果等の公表について】

本調査研究により、障害福祉分野における事業者の経営状況の「見える化」に向けたデータベースの整備・運用にあたり、留意すべき事項、取組を進めるべき方向性等が把握される。これらの情報は、今後、データベースの適切な整備・運用を進めるにあたり、さまざまな場面で活用することができると考えられる。

本報告書は、事業実施者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページ(<https://www.murc.jp/>)で公開する。

2 事業目的

障害福祉サービス等の適正な事業運営の促進、従事者の処遇改善等の検討にあたっては、事業の財務・経営状況の情報把握が重要である。こうした経営実態の情報は、従来は「経営実態調査」等の標本調査により収集されており、これらは必要な調査精度をふまえた調査設計のもとで実施されているが、一部、事業所数の少ないサービス等では調査精度を確保することが難しい点や、規模の大きな調査で事業者にかかる回答負担の大きい点など、いくつかの課題を有している。

また、障害福祉サービス等の運営法人は、社会福祉法人、医療法人、営利法人、NPO法人、地方自治体など多岐にわたっており、その準拠する会計基準もさまざまである。さらに、会計区分の粒度も法人単位、事業所単位、サービス単位など多様であり、各事業者で適切な経理事務が行われていても、こうした枠組みの違いを超えて統一的な観点で事業の財務・経営状況を把握することは容易ではないという実態がある。

医療法人や介護事業者の財務状況については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる」とされ、すでに医療、介護分野では経営状況の見える化に向け、データベースの構築・運用が開始されている。

一方、障害福祉分野における財務・経営情報に関しては、「公的価格評価検討委員会」（令和 4 年 12 月 2 日）において、「医療・介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療・介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべき」とされ、介護分野等と足並みを揃え、経営情報データベース等の検討を進めることが求められている。

本調査研究は、上記の認識等をふまえ、障害福祉サービス等の運営法人における事業運営に係る財務・経営情報の処理の実態等を把握するとともに、こうした情報を適切に収集・整理し、データベースの整備・運用にあたっての必要な観点を検討・明らかにすることで、障害福祉サービス等事業者の経営状況の「見える化」に向けた基盤整備に資することを目的として実施したものである。

なお、本調査研究は、令和 5 年度に実施した調査研究からの継続事業としても位置づけられるが、前年度の調査研究から、障害福祉サービスの財務・経営情報データベースシステム（以下、「DB システム」と表記）は整備のプロセスが進んでおり、独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」と表記）により、既存の「障害福祉サービス等情報公表システム」に機能を追加する形で具体的な実装が進められている。そのため、本調査研究は、DB システムの実装状況もふまえながら検討を行った。

3 事業の実施内容

(1) 調査事業の実施状況

①DBシステム整備の論点と実装状況をふまえた整理

本調査研究の先行調査である、令和5年度の調査研究においては、DBシステムの整備に関し、検討すべき論点の整理を行った。その後、DBシステムの実装が進んだことから、その状況をふまえ、改めて前回調査研究の論点について再確認を行った。

前回調査研究では、DBシステムが扱う登録の範囲、情報の登録サイクル、登録すべき情報の内容、情報開示、既存のシステム・データベースとの連携等について論点設定を行っており、これらについて、DBシステムの実装状況をふまえた整理を行った。また、前回調査研究において今後の検討課題等としたことについても、考え方の再整理を行った。

②事業者調査

DBシステムの適切な運用にあたっては、その情報登録元である障害福祉サービス等を運営する事業者における、会計情報の処理等の現状や、想定されるDB項目への適合状況等の把握が重要となる。そのため、アンケートによる調査票方式で実態調査を行った。

調査対象は、全国の障害福祉サービスを実施している法人とし、無作為に3,000標本を抽出、令和6年12月に郵送で調査票を発送し、郵送またはオンラインで回答を得た。有効回答数は979件(有効回答率35.5%)だった。

(調査項目)

- ・法人の基本情報、会計の状況、職員給与管理の状況、DBシステムの登録項目への対応の可否 等

アンケート調査を補足し、DBシステムの運用に関する具体的な意見や考え方、課題認識等の聞き取りを目的に、事業者の団体に対するヒアリング調査を実施した。令和7年1月に、3団体からの聞き取りを行った。

③DBシステムの運用等に関する検討

上記の調査結果等もふまえ、DBシステムの適切な運用を進めていくうえで検討が必要な観点について考察し、取組の課題、方向性などの整理を行った。データ登録の負担軽減、区分会計への対応、貸借対照表データ等の今回の実装に含まれないデータの扱い、データ登録の期限設定、会計の外部委託を行っている事業者への対応、職員情報の扱い、及び情報の開示等について検討を加えた。

また、運用において、マニュアルやツール等の役割が想定されることから、その概要や果たすべき機能等について検討を行った。さらに、DBシステムの登録データは事業所・法人単位でのデータの含まれることが想定されるため、そこから対象サービスの単位にデータの按分処理を行うための手順等についても検討を行った。

④調査結果のとりまとめ

上記の調査結果、検討結果を整理するとともに、D Bシステムの運用等に関する後述の検討委員会における議論等をふまえ、調査報告書を作成した。

(2) 検討委員会の実施状況

調査研究の実施にあたって、調査内容の検討やD Bシステムの運用等に関する方向性等の議論を行うため、有識者等からなる検討委員会を設置した。

検討委員会の開催状況	
令和5年9月29日開催 第1回検討委員会	(議題) ・事業の概要、スケジュールの説明 ・前年度事業の論点の再整理、D Bシステムの実装状況の説明 ・事業者調査の調査項目等に関する意見交換
令和7年2月14日開催 第2回検討委員会	(議題) ・事業者調査（アンケート、ヒアリング）の結果の報告 ・事業者調査の分析内容等の検討、調査結果に関する意見交換 ・D Bシステムの運用等に関する意見交換
令和7年3月21日開催 第3回検討委員会	(議題) ・事業者調査の分析、論点整理等に関する調査結果の報告 ・D Bシステムの運用等に関する検討結果の報告、意見交換 ・調査結果の取りまとめ及び報告書内容に関する意見交換

検討委員会 委員（敬称略、50音順）	
一橋大学大学院 経営管理研究科 教授	荒井 耕
明治大学 経営学部 専任教授	石津 寿恵
兵庫県立大学 社会科学研究科 教授	井出 健二郎
宮内税理士法人・株式会社福祉会計サービスセンター 代表	宮内 眞木子
日本公認会計士協会 非営利法人委員会社会福祉法人専門委員会 専門委員	横溝 知主

4 DBシステム整備の論点と実装状況をふまえた整理

本調査研究は、令和5年度の調査研究からの継続事業の側面を有するが、前回調査研究においては、DBシステムの整備に関し、検討すべき論点の整理を行った。そのため、DBシステムの実装が進められている現状をふまえ、改めて論点の再確認が必要であると考えられる。

【DBシステム実装の概要】

- ・DBシステムはWAMが「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加の形で整備を進めている。情報公表システムは事業者が実施するサービス毎に情報登録・申請する形態となっており、DBシステムの形式や運用等も、その枠内で進める形態となる。
- ・財務・経営情報のデータベースについては、医療、介護、保育等の分野でも整備が進められているが、特に介護は障害と重複する事業者も多く、介護と障害でシステムに関する作業等に関し、できるだけ差異の少ないようにしてほしいといった要望も寄せられていることから、DBシステムは介護のシステムとの整合を重視する形で実装されることとなっている。

(1) 前回調査研究における論点の再確認

前回調査研究においては、DBシステムの整備に関し、以下の論点整理を行った。DBシステムの実装をふまえ、論点について再確認を行う。

①財務・経営情報データベースが扱う登録の範囲について

■ データ登録を求める法人の範囲

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める対象は、すべての障害福祉サービス等事業者（障害福祉サービス等事業を実施する事業者）とする。
- ✓ 小規模事業者（障害福祉サービス等事業の給付額が少額の事業者）も原則対象とする。
- ✓ 障害福祉サービス等事業を直営で実施している地方自治体も原則対象とする。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・データ登録を求める法人の範囲については、「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象に特に除外規定はなく、その追加機能としてDBシステムが整備されることから、原則として、前回調査研究の論点の通り全事業者を対象とする運用が想定される。
- ・なお、介護のシステムでは、①介護サービスの収入が100万円以下、②災害等により報告困難など正当な理由がある場合については報告不要としており、介護のシステムとの整合を図る方向も考えられる。

■ データ登録を求める会計の範囲

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める範囲は、事業者全体の損益データおよび事業者が実施する障害福祉サービス等事業の個々の「サービス単位」の損益データ（事業所ごとに、他の事業の会計と区分されたデータ）とする。
- ✓ 「サービス単位」の登録が困難な場合は、例外的に事業者全体のデータのみでも可とする。
- ✓ 就労支援事業の情報登録は不要とする。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象はサービス単位としており、DBシステムも原則としてサービス単位で損益を登録するが、前回調査研究の論点の通り、サービス単位が困難な場合は例外として事業所単位、法人単位の登録も認める運用が想定されている。
- ・事業所単位、法人単位の登録を行う場合は、該当する各サービスに同じ情報を登録する運用となる。

②財務・経営情報データベースの情報登録サイクルについて

■ 情報登録の頻度、情報登録を求める時期

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録は、各事業者が年1回、それぞれの決算期間終了後4か月以内に実施する。（年間の特定時期での一律登録ではなく、事業者の決算期間に応じた随時登録）



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・前回調査研究の論点の通りの運用となる予定である。

③財務・経営情報データベースの登録情報について

■ 会計基準、勘定科目等に応じた損益データの情報登録

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録にあたり、事業を実施する法人種別をふまえた以下の4つの登録フレームを用意し、各事業者がそれぞれ適切なフレームで情報登録を行う。
- ◆ 社会福祉法人会計基準
- ◆ 病院会計準則
- ◆ NPO法人会計基準
- ◆ 届出に当たり別途定める勘定科目（企業会計等を想定した汎用的なフレーム）



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・介護のシステムでは、当初、会計基準に応じた登録フレームを用意するものとされていたこと等をふまえ、前回調査研究の論点では、複数の登録フレームを用意する想定としたが、介護のシステムで最終的に1つの共通フレームで登録を行う方式が採用され、障害においても介護と整合を図る観点から1フレームによる登録方式で実装を行うこととなった。そのため、前回調査研究の論点は見直しとなる。
- ・登録時に事業者が困ることのないように、各登録項目に会計基準のどの科目が対応するのかといったマニュアルや、各会計基準から登録フレームの項目にデータを変換するツールなどを用意することが望ましいと考えられる。また、介護のシステムと並行する形で、会計ソフトベンダー等の対応を促すことも想定される。

■ 貸借対照表の情報登録

- ✓ 財務・経営情報データベースへの貸借対照表情報（法人単位）の登録を想定する。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・前回調査研究の論点では、貸借対照表情報の登録を想定する形としていたが、事業者の情報登録の負担軽減、介護のシステムでは貸借対照表情報の登録が見送られ、整合を図る必要のあること等の観点から、DBシステムにおいては貸借対照表情報の登録は実装されない形となった。そのため、前回調査研究の論点は見直しとなる。ただし、貸借対照表情報については重要な情報であることに変わりなく、今後の追加実装等を検討事項としていく必要がある。

■ 給与情報の登録

- ✓ 財務・経営情報データベースへの給与情報の登録を想定する（職種別の給与と人数の情報）。
- ✓ 給与情報の登録は法人単位で行う。事業者の全職員について職種別にまとめた給与と人数の情報を登録するものとし、職員給与に関する個別情報の登録は求めない。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・ 前回調査研究の論点の通り、「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加として、DBシステムに、財務情報登録とともに職種別の給与と人数の情報を登録する機能を実装する。
- ・ 「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録対象はサービス単位としていることから、職種別給与・人数情報の登録範囲も財務情報登録と同様とし、原則として「各サービスに従事する職員」とする。

■ その他に登録を求める項目等

- ✓ 損益データの按分処理に用いる情報に関し、財務・経営情報データベースへの登録は求めないものとし、必要な情報はシステム側で収集する。
- ✓ 費用データは税込方式/税抜方式のいずれも登録可とし、どちらの方式を採用しているかをチェックする項目を設ける。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・ 按分処理に用いる情報については、前回調査研究の論点の通り、原則として「障害福祉サービスデータベース」等から各サービスの給付額、利用者数等を抽出して用いることとし、事業者に合わせて登録を求めることはしない。ただし、事業所単位・法人単位での登録を行う場合は、障害福祉事業と障害福祉以外の事業を分割する必要があるため、障害福祉以外の事業（医療、介護等）の収入について登録を求める形となる（介護のシステムと同様の方式）。
- ・ 税込/税抜の登録については前回調査研究の論点の通りの実装となる。

④財務・経営情報データベースの情報開示について

- ✓ 財務・経営情報データベースに登録された情報の開示は、属性等により集計した分析結果のデータのみを対象とする（個別の事業者の財務・経営情報は非公表）。
- ✓ 財務・経営情報データベースの運用面で、研究など公共性の高い用途における個別データの開示制度について検討を行う。
- ✓ 開示する情報については、個々の情報の適正性や、構成が全体として十分かつ適切かどうか等に関し、定期的な確認・見直しを行う。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・情報開示については、前回調査研究の論点の通りの運用となる想定で、個別の事業者の財務・経営情報は非公表とする。DBシステムに基本的な集計の機能を実装する。
- ・データの活用や精度向上等に関する方策については、DBシステム運用後の状況等をふまえながら検討を行う方向となるが、データの開示制度に関しては、DBシステムの運用開始後に開示請求等のあることも想定されることから、対応方針等を早めに策定しておく必要があるものと想定される。

⑤既存のシステム・データベースとの連携について

- ✓ 財務・経営情報データベースの運用にあたり、既存のシステム・データベースとの連携として、「障害福祉サービスデータベース」の給付費支払情報等のデータ連携を想定する。
- ✓ 事業者負担の軽減や、情報の効果的な活用に向けた基盤強化に向け、関連するシステム・データベース間での情報連携を積極的に進めていくことが望まれる。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・按分処理に用いる情報の入手先として、前回調査研究の論点の通り、「障害福祉サービスデータベース」の利用を想定し、各サービスコード・事業所番号に紐づいた給付額や利用者数の情報を得る手順が想定される。
- ・DBシステムを直接接続し、データの交換をする機能は現在のシステム実装には含まれておらず、すぐに機能追加することは難しい面があると考えられるため、当面は、「障害福祉サービスデータベース」からcsv形式等で出力したデータをDBシステムに読み込ませる方式等の対応が想定される。

(2) 前回調査研究における検討課題等の再確認

前回調査研究においては、DBシステムの整備に関し、以下の検討課題等を整理した。DBシステムの実装をふまえ、課題について再確認を行う。

①事業者の作業負担等も考慮した情報登録プロセスの明確化

- ・財務・経営情報のデータベースは、事業者により正確な情報が適切に登録されることがその前提となる。データベースシステムという器を用意しても、その中に情報がなければ活用することはできない。「障害福祉サービス等情報公表システム」における財務情報の登録状況等の現状もふまえると、情報登録をスムーズに進めていくためには、事業者の作業負担等も考慮し、できるだけ使いやすくわかりやすい登録プロセスを用意していくことが重要になる。
- ・本調査研究において、アンケート調査等を通じた事業者の登録作業における負担感の把握や、登録の負担軽減、登録情報の正確性の確保等に留意すべきこと等を論じたが、データベースの整備にあたっては、事業者の目線に立った、具体的な情報登録の手順や、登録を行うためのユーザーインターフェース等を明確にすることが求められる。これらのことを検討するには、ユーザーである事業者の使用感や意見等が重要になるため、例えば、プロトタイプの登録プロセスにおいて作業想定した場合の使い勝手や、正確な登録作業が可能かどうかといった情報を集め、設計に反映していく等の取組が必要となる。



【DBシステムの実装をふまえた再確認】

- ・前回調査研究では、DBシステムの利用にあたっての事業者の負担軽減、できるだけ使いやすくわかりやすいものにする、登録情報の正確性の確保等、情報登録プロセスに関するものを今後の検討課題とした。DBシステムにおける登録フォーム等のユーザーインターフェースはおおむね確定していることから、それを前提としたうえで、よりよい情報登録プロセスのあり方や方策を検討する必要がある。また、合わせて、本制度の意義等についてもわかりやすく事業者等に伝えていくことが重要と考えられる。

②システム整備における要件定義等の精緻化

- ・データベースシステムの構築は1つのプロジェクトであり、その推進のためには、さまざまな基盤となる条件を明確にしていくことが重要になる。本調査研究において、データベース整備の論点整理をふまえた要件定義の検討を行ったが、実際にデータベースの設計・構築を進めるためには、要件定義のさらなる精緻化が必要である。要件定義は基本的にシステムの管理者（設置者）、利用者、開発者（ベンダー等）などステークホルダーが協議のうえで精緻化していくことが望ましいが、少なくとも、管理者（設置者）がどのようなシステム環境でどのような運用を行うかという点を明確にしたうえで具体的に検討する必要がある。そのため、管理者（設置者）として想定される主体の意向もふまえながら、要件定義及びシステム設計の基本方針等を検討していくことが求められる。



- ・前回調査研究では、一般的な観点からシステムの要件定義等について課題として記述を行ったが、その後、DBシステムは「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加の形で整備が進められることとなったため、要件定義等も基本的にその枠内で実施され、実装が行われることになる。この課題については、本調査研究の検討項目からは外される形となる。

③集計・分析を行う情報内容の明確化

- ・財務・経営情報のデータベースは、その情報の「見える化」を通じて、政策の検討や国民の理解促進等に役立てることを目的に整備されるものであり、収集した情報をどのように公表していくかという点が重要となる。本調査研究において、公表情報は集計・分析データを基本とすること等を検討したが、データベースの構築にあたっては、具体的にどのようなデータを公表情報とするかを明確化する必要がある。これらについては、介護等の関連分野における公表情報の動向や、既存の「障害福祉サービス等経営実態調査」等の統計情報との整合などもふまえて具体的な内容を検討し、データベースへの集計・分析機能の設計に反映していく等の取組が求められる。



- ・前回調査研究では、DBシステムの情報について、どのように集計・分析するかという点を今後の検討課題とした。DBシステムに基本的な集計・分析機能は実装される予定だが、登録データの活用についてはさまざまな方向性が考えられることから、DBシステムの運用後の展開も含め、今後の検討が重要となる。また、データの開示制度への対応や、既存の統計調査等との統合や役割分担の明確化等も検討を進めていく必要がある。

(3) DBシステムのフレームについて

前回調査研究においては、DBシステムの情報登録について、複数の登録フレームを用意することとしていたが、前述のように、1つの共通フレームで実装される形となった。フレームは次のような構成となる。

①財務情報の登録項目

登録項目		必須項目	項目の説明
基本情報	1. 事業所又は施設の名称	○	情報公表システムの登録情報により登録
	2. 法人等の名称	○	
	3. 法人番号	○	
	4. 事業所番号	○	
	5. サービスの種類	○	
	6. 法人等の会計年度末	○	法人の会計期間の末日
	7. 法人等の採用している会計基準	○	社会福祉法人会計基準、病院会計準則、その他
	8. 消費税の経理方式	○	税込、税別を選択
事業所又は施設の収益及び費用の内容	0. 会計の区分状況	○	単独会計または一体会計
	1. 障害福祉サービス等事業収益	○	障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、その他の収益の障害福祉分
	うち自立支援給付費等収益		障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
	うち利用者負担金等収益		利用者負担金、特定費用の収益
	2. 障害福祉サービス等事業費用	○	サービス活動費用、医業・介護費用、売上原価・経常費用等の総額（国庫補助金等特別積立金取崩額は除く）
	人件費	○	人件費、給与費等（派遣職員費除く、福利厚生費除く）
	うち給与	○	職員に支払う給与、俸給、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額も含む）（ボランティア評価費用等も含む）
	うち役員報酬		法人の役員に支払う報酬、諸手当（退職慰労金等も含む）
	うち退職給付費用		職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち当該会計期間に負担した退職引当金繰入額、退職共済掛金等の費用
	うち法定福利費		法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
	業務委託費	○	給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、警備などを委託した業務の対価としての費用（派遣職員に係る費用も含む）
	うち給食委託費		利用者・職員用給食を委託した費用（材料の仕入れから委託している場合には給食材料費を含む）
	減価償却費	○	建物、建物付属設備、車輛船舶設備、特殊浴槽等の固定資産の減価償却費の総額
	水道光熱費	○	電気、ガス、水道等の使用料、燃料費
	その他の費用	○	上記以外の費用の総額（国庫補助金等特別積立金取崩額は除く）
	うち材料費		給食材料、介護用品、医薬品、診療・療養等材料等に係る費用
	うち給食材料費		食材及び食品の費用（給食委託費に含まれる材料の仕入費は除く）
	うち研修費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
	うち本部費		経費のうち本部費配賦額、管理費等に該当する費用

登録項目			必須項目	項目の説明
		うち車両費		乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
		うち控除対象外消費税等負担額		税抜会計の場合の控除対象外消費税等負担額
	3. 事業外収益			サービス活動外収益、医業・介護外収益、営業外収益等の総額
		うち受取利息配当金		預貯金の利息、出資金に対する配当金の収益
		うち運営費補助金収益		国、地方公共団体等からの運営費補助金等の収益
		うち施設整備補助金収益		国、地方公共団体等からの施設整備補助金等の収益（国庫補助金等特別積立金取崩額含む）
		うち寄付金		経常経費に対する寄付金の収益
	4. 事業外費用			サービス活動外費用、医業・介護外収益、営業外費用等の総額
		うち借入金利息		長期借入金、短期借入金の支払い利息の額
	5. 特別収益			特別収益、臨時収益等の総額
	6. 特別費用			特別費用、臨時費用等の総額
	7. 法人税、住民税及び事業税負担額			法人税、住民税及び事業税の当該会計期間の計上額
その他必要な事項	1. 複数の障害福祉サービス事業の有無		○	登録情報に複数の障害福祉サービスが含まれるかどうかを選択
	2. 障害福祉サービス等事業以外の事業（医療、介護）		○	登録情報に障害福祉サービス以外の事業が含まれるかどうかを選択
	3. 医療における事業収益			医療事業を含む場合の医療事業の収益額
	4. 医療における延べ在院者数			医療事業を含む場合の医療事業の延べ在院者数
	5. 医療における外来患者数			医療事業を含む場合の医療事業の外来患者数
	6. 介護サービスにおける事業収益			介護保険事業を含む場合の介護保険事業の収益額
	7. 介護サービスにおける延べ利用者数			介護保険事業を含む場合の介護保険事業の延べ利用者数
	8. 就労支援事業・授産事業収益		○	登録情報に就労支援事業・授産事業（生産活動）を含む場合の収益額
	9. 措置費収益		○	登録情報に児童福祉事業等を含む場合の措置費収益額

②職員情報の登録項目

職種		人数 (常勤換算数)	給与	
			給料	賞与
1	施設長・管理者			
2	サービス管理責任者			
3	児童発達支援管理責任者			
4	サービス提供責任者			
5	医師			
6	看護職員（保健師、看護師、准看護師）			
7	理学療法士・作業療法士			
8	機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）			
9	心理指導担当職員（公認心理師含む）			
10	福祉・介護職員	ホームヘルパー		
11		生活支援員		
12		児童指導員		
13		保育士		
14		世話人		
15		職業指導員		
16		地域移行支援員		
17		就労支援員		
18		就労定着支援員		
19		就労選択支援員		
20		地域生活支援員		
21		訪問支援員		
22		夜間支援従事者		
23		その他の福祉・介護職員		
24	主任相談支援専門員			
25	相談支援専門員			
26	地域移行支援従事者・地域定着支援従事者			
27	管理栄養士・栄養士			
28	調理員			
29	事務員			
30	その他の職員			

※人数は必須、給与は任意

※常勤・非常勤別に登録するが、把握していない場合は合わせて登録

※複数の職種を兼務する職員は、いずれか主たる職種1つに計上

給料：毎月きまって支給する給与（当該事業所の1か月の総額、基本給＋手当）

賞与：一時金（当該事業所の1年間の総額）

給与：給料と賞与の入力データから自動計算する → 給料＋（賞与÷12）（当該事業所の1ヶ月あたりの給与総額）

5 事業者調査の結果

(1) 調査結果のまとめ

- ・ 障害福祉サービス等事業を実施する法人は、障害福祉サービス等事業のみを実施する法人と、障害福祉サービス等事業以外の事業も実施する法人にほぼ半々に分かれている。障害福祉サービス等事業以外の事業も実施する法人では、障害福祉サービス等事業のウェイトが1割に満たない法人と半分以上の法人に分かれており、法人により事業中の障害福祉サービス等事業の位置づけは多様である。法人種別では、社会福祉法人の場合、規模が大きい一方、法人内での障害福祉サービス等事業のウェイトの小さい法人も比較的多い。「障害福祉サービス等情報公表システム」に機能追加される財務情報システム（DBシステム）の運用にあたっては、こうした障害福祉事業の多様性に留意する必要がある。
- ・ 決算が確定するまでの期間は、2か月以内という法人が多いが、社会福祉法人では3か月を要するところも多い。決算に3か月以上かかるところはほとんどないが、ヒアリングでは、3か月目は業務多忙なので、登録期限をもう少し延ばしてほしいとの意見もあった。DBシステムへの情報登録期限の設定について留意する必要がある。
- ・ 会計業務でのソフトウェア・システムの使用状況は、市販のソフトウェア・システムを使用しているところが多いが、外部委託等のため詳細不明というところも比較的多く、売上高の規模で見た場合、特に1000万円超～5000万円の中規模の法人で外部委託の多い傾向が見られる。職員の勤怠管理・給与管理等でのソフトウェア・システムの使用状況についても同様の傾向が見られる。外部委託については、意見としても、DBシステムへの情報登録に際しての追加負担の発生や手順等の不安を挙げる声があり、留意が必要と考えられる。
- ・ サービス別の区分会計の状況については、通所系サービス等に比べて、訪問系サービスで区分会計をしていないところも比較的に見られる。ヒアリングでも、介護から障害へ参入した事業者等で区分していない場合も多く、DBシステムへの情報登録にあたり、留意が必要との意見があげられている。
- ・ DBシステムへの財務情報の登録に関しては、項目（科目）別に登録可能というところが約6割、登録困難（一部項目の登録困難含む）というところが約3割という状況である。多くの事業者が登録可能としているが、売上高の規模で見た場合、特に1000万円以下の小規模の法人で登録困難というところが比較的多い。ヒアリングでも、小規模事業者等で登録困難なところもあり、登録のばらつきが発生する状況を指摘する意見もあった。運用にあたっては、できるだけ多くの事業者が適切に情報登録できるように留意する必要がある。

- ・DBシステムへの職種別職員の人数・給与情報の登録に関しては、常勤・非常勤に分けて登録可能というところが6～7割、職種別登録は難しいというところが2～3割という状況である。多機能型等で職種を兼務している場合に、分けることが難しいという意見が見られる。職員情報についても登録のばらつきが発生する状況が想定され、留意が必要である。また、人数の少ない職種の給与情報について、個人情報の観点（個人の給与情報の特定）からも配慮が必要との意見もあった。

(2) 法人アンケート調査

①調査概要

DBシステムの適切な運用にあたっては、その情報登録元である障害福祉サービス等を運営する事業者における、会計情報の処理等の現状や、想定されるDB項目への適合状況等の把握が重要となることから、アンケートによる調査票方式で実態調査を行った。

調査対象は、全国の障害福祉サービスを実施している法人とし、無作為に3,000標本を抽出、郵送で調査票を発送し、郵送またはオンラインで回答を得た。有効回答数は979件（有効回答率35.5%）だった。

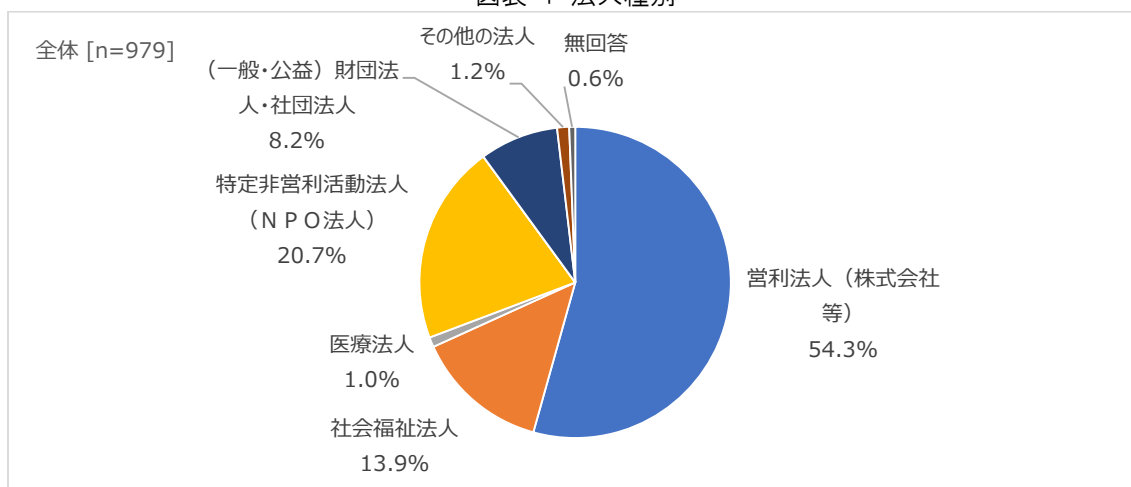
調査時期	令和6年12月	回収状況	発送数：3,000 有効回答数：979	休廃止等：239 (有効回答率：35.5%)
------	---------	------	------------------------	---------------------------

②法人の基本情報

■ 法人種別

回答のあった法人の種別は、「営利法人（株式会社等）」が54.3%、「特定非営利活動法人（NPO法人）」が20.7%、「社会福祉法人」が13.9%、「（一般・公益）財団法人・社団法人」が8.2%となっている。

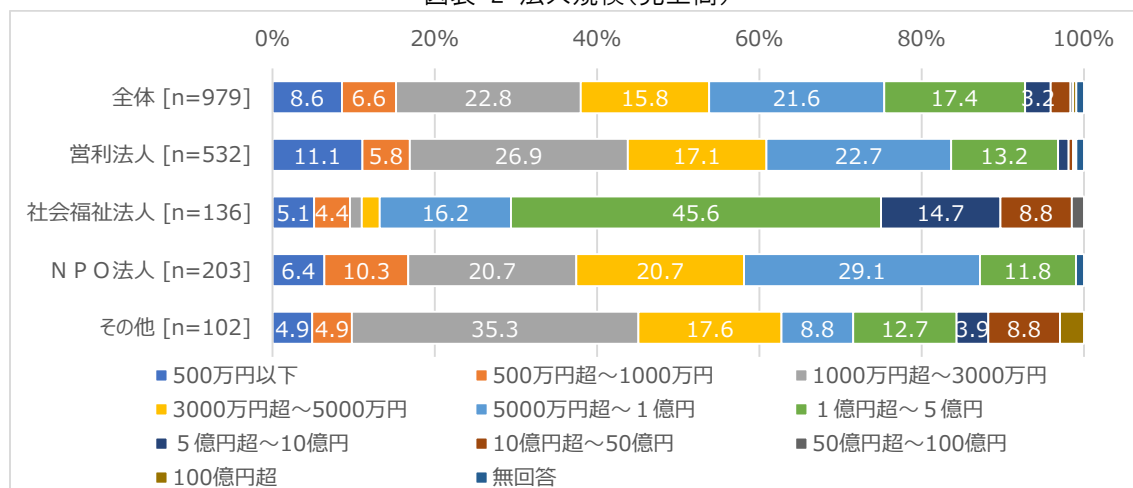
図表 1 法人種別



■ 法人規模（売上高）

法人規模として、法人全体の直近の決算における売上高を聞いたところ、「1000 万円超～3000 万円」が 22.8%と最も多く、次いで「5000 万円超～1 億円」が 21.6%、「1 億円超～5 億円」が 17.4%、「3000 万円超～5000 万円」が 15.8%となっている。法人種別では社会福祉法人で規模の大きな法人が多い。

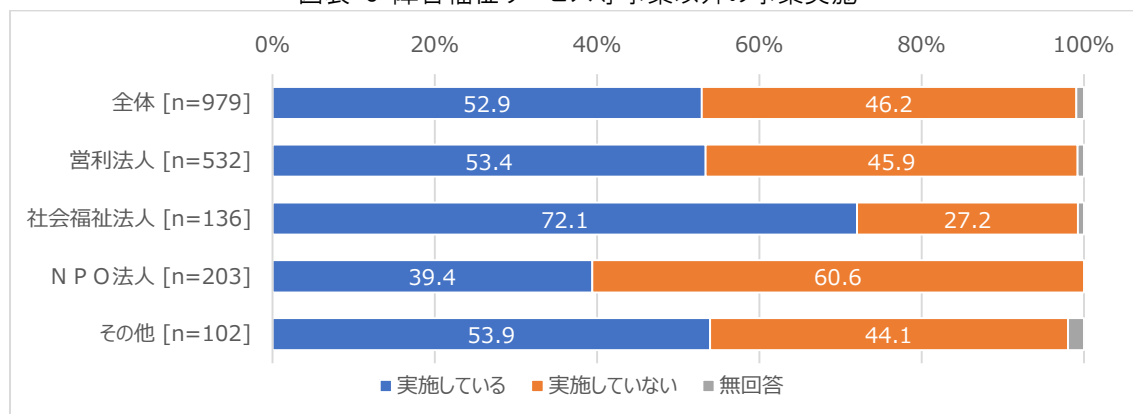
図表 2 法人規模（売上高）



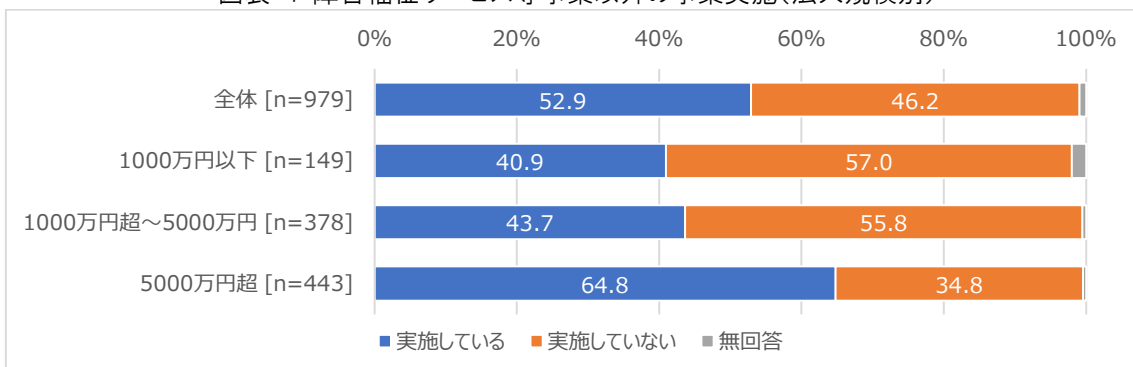
■ 障害福祉サービス等事業以外の事業実施

法人で障害福祉サービス等事業以外の事業を実施しているかどうかを聞いたところ、「実施している」が 52.9%、「実施していない」が 46.2%となっている。法人種別では、社会福祉法人で「実施している」、N P O 法人で「実施していない」が多くなっている。法人規模別で見ると、売上高 5000 万円超の規模の大きな法人で「実施している」が多くなっている。

図表 3 障害福祉サービス等事業以外の事業実施



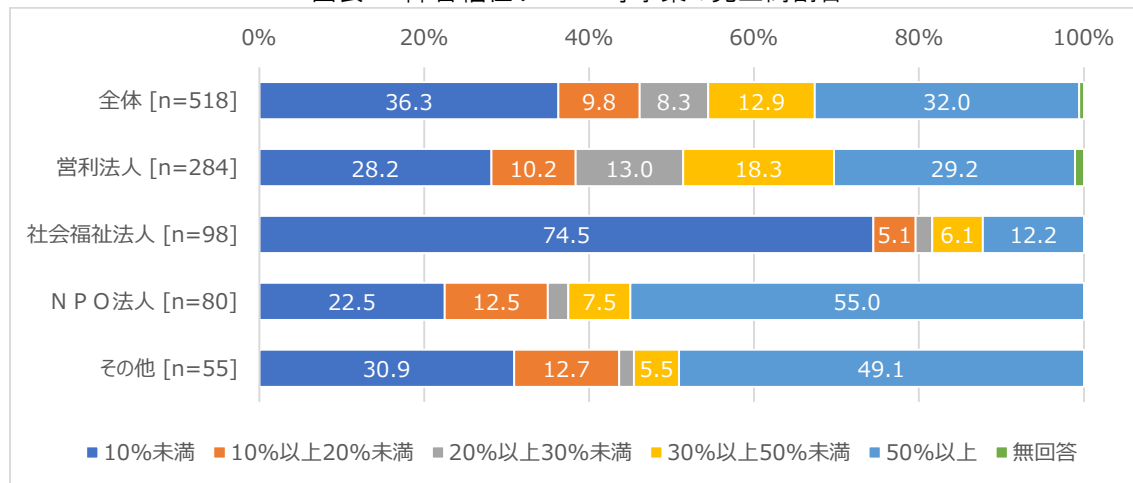
図表 4 障害福祉サービス等事業以外の事業実施（法人規模別）



■ 障害福祉サービス等事業の売上高割合

障害福祉サービス等事業以外の事業を実施している法人に、障害福祉サービス等事業の売上高割合を聞いたところ、「10%未満」が36.3%である一方、「50%以上」も32.0%見られる。法人種別では、社会福祉法人で「10%未満」が多くなっている。

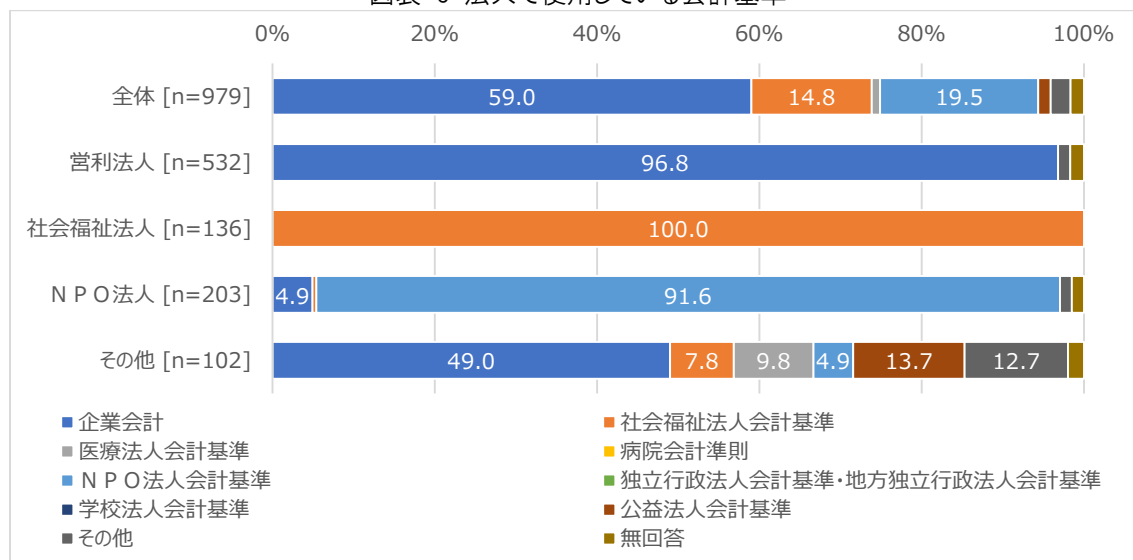
図表 5 障害福祉サービス等事業の売上高割合



■ 法人で使用している会計基準

法人で使用している会計基準は、全体では「企業会計」が59.0%、「NPO法人会計基準」が19.5%、「社会福祉法人会計基準」が14.8%等となっている。おおむね法人種別に応じた会計基準が用いられている。

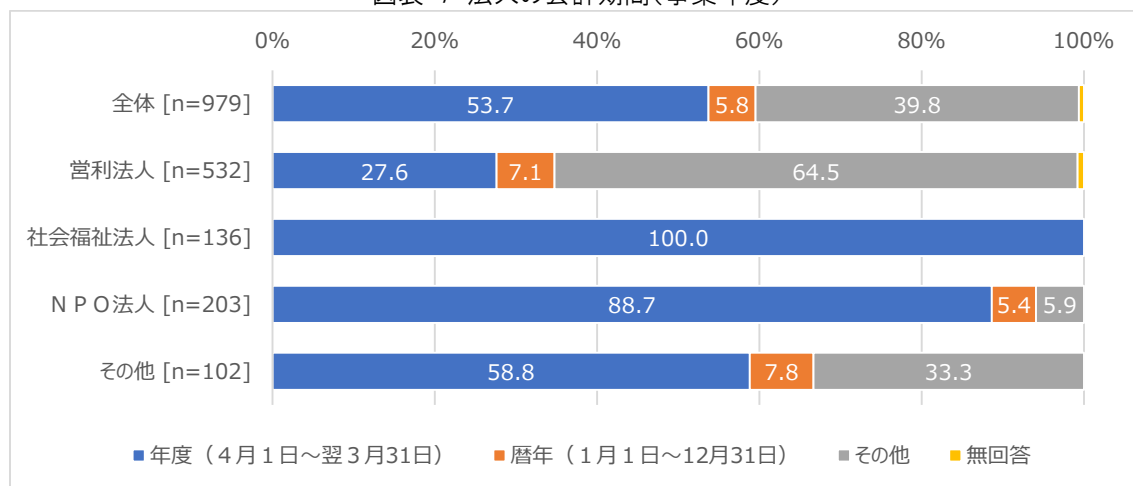
図表 6 法人で使用している会計基準



■ 法人の会計期間（事業年度）

法人の会計期間（事業年度）は、「年度（4月1日～翌3月31日）」が53.7%、「その他」が39.8%、「暦年（1月1日～12月31日）」が5.8%となっている。法人種別では、営利法人で「その他」が多くなっている。

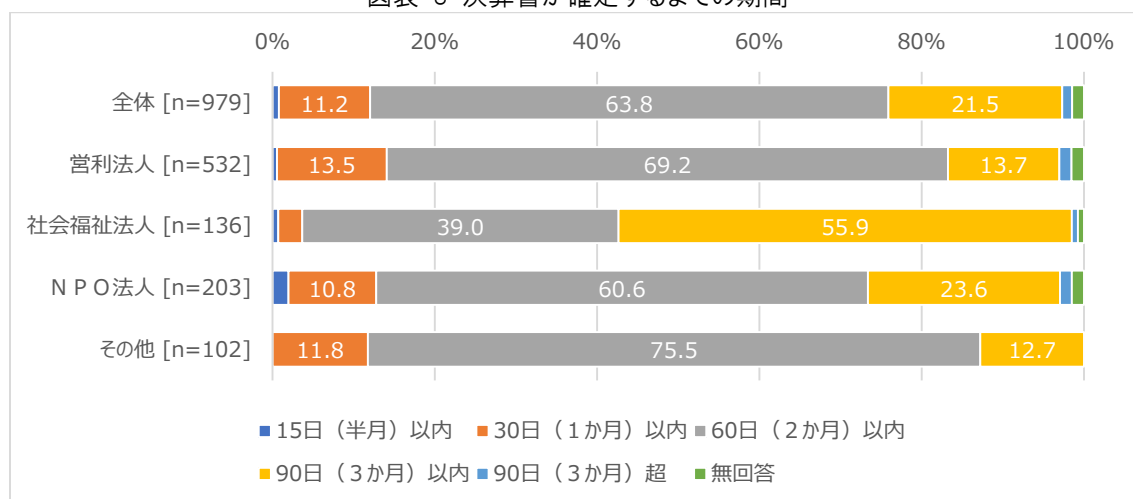
図表 7 法人の会計期間（事業年度）



■ 決算書が確定するまでの期間

決算月の後、決算書が確定するまでの期間について聞いたところ、「60日（2か月）以内」が63.8%、「90日（3か月）以内」が21.5%、「30日（1か月）以内」が11.2%となっている。法人種別では、社会福祉法人で「90日（3か月）以内」が多く、他の法人種別に比べて期間を要するところが多い。

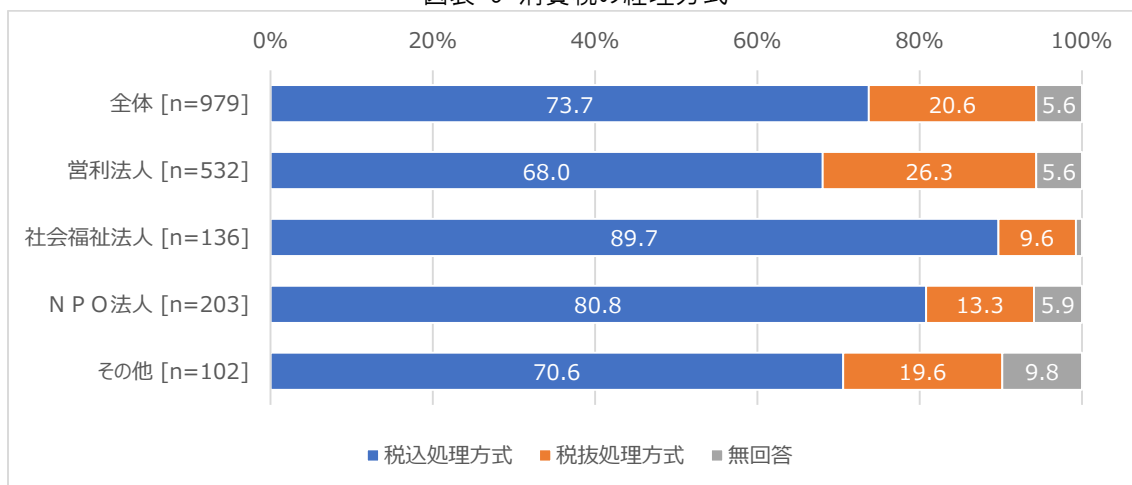
図表 8 決算書が確定するまでの期間



■ 消費税の経理方式

法人の会計での消費税の経理方式は、「税込処理方式」が 73.7%、「税抜処理方式」が 20.6%となっている。

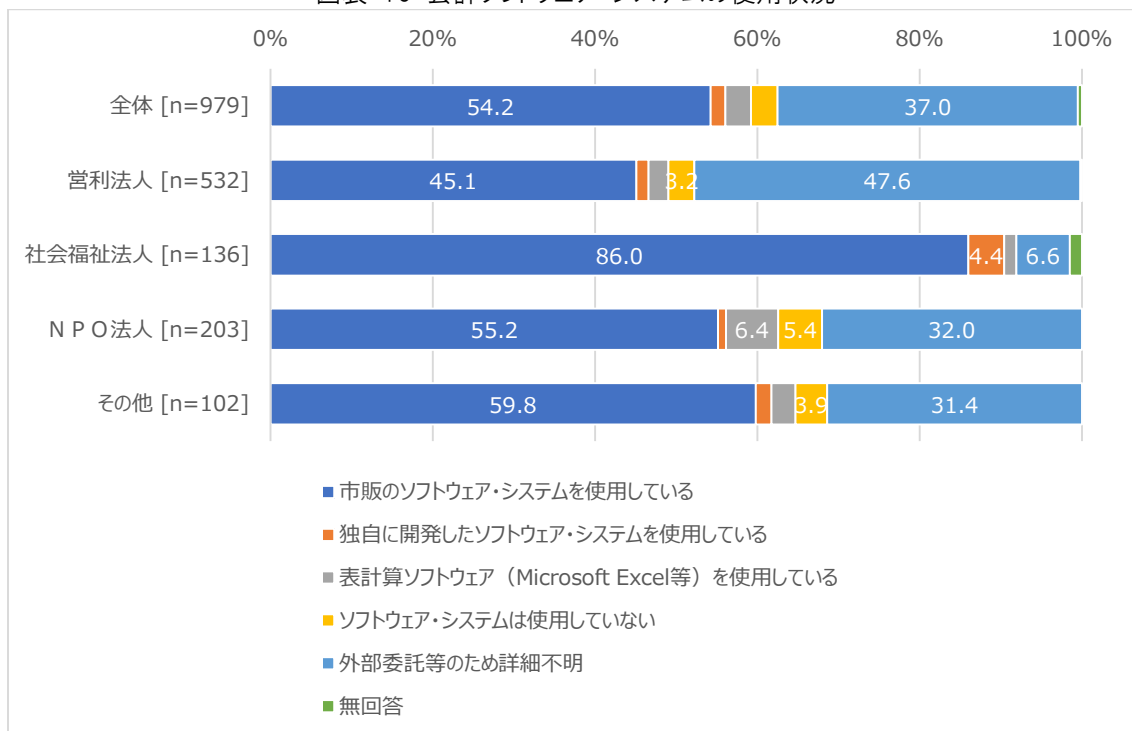
図表 9 消費税の経理方式



■ 会計ソフトウェア・システムの使用状況

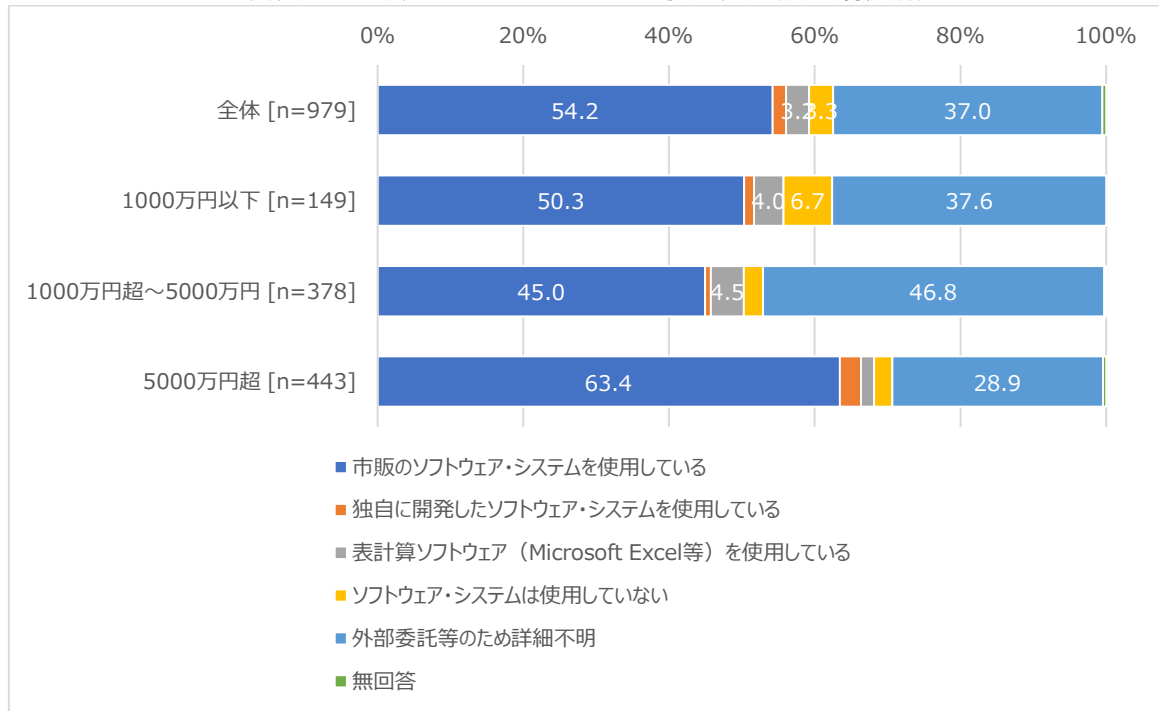
法人の会計での会計ソフトウェア・システムの使用状況について聞いたところ、「市販のソフトウェア・システムを使用している」が 54.2%である一方、「外部委託等のため詳細不明」も 37.0%見られる。法人種別では、社会福祉法人は「市販のソフトウェア・システムを使用している」が多くなっている。

図表 10 会計ソフトウェア・システムの使用状況



法人規模別で見ると、「市販のソフトウェア・システムを使用している」は売上高 5000 万円超の法人で多くなっている。一方、「外部委託等のため詳細不明」は 1000 万円超～5000 万円の法人で多くなっている。

図表 11 会計ソフトウェア・システムの使用状況(法人規模別)

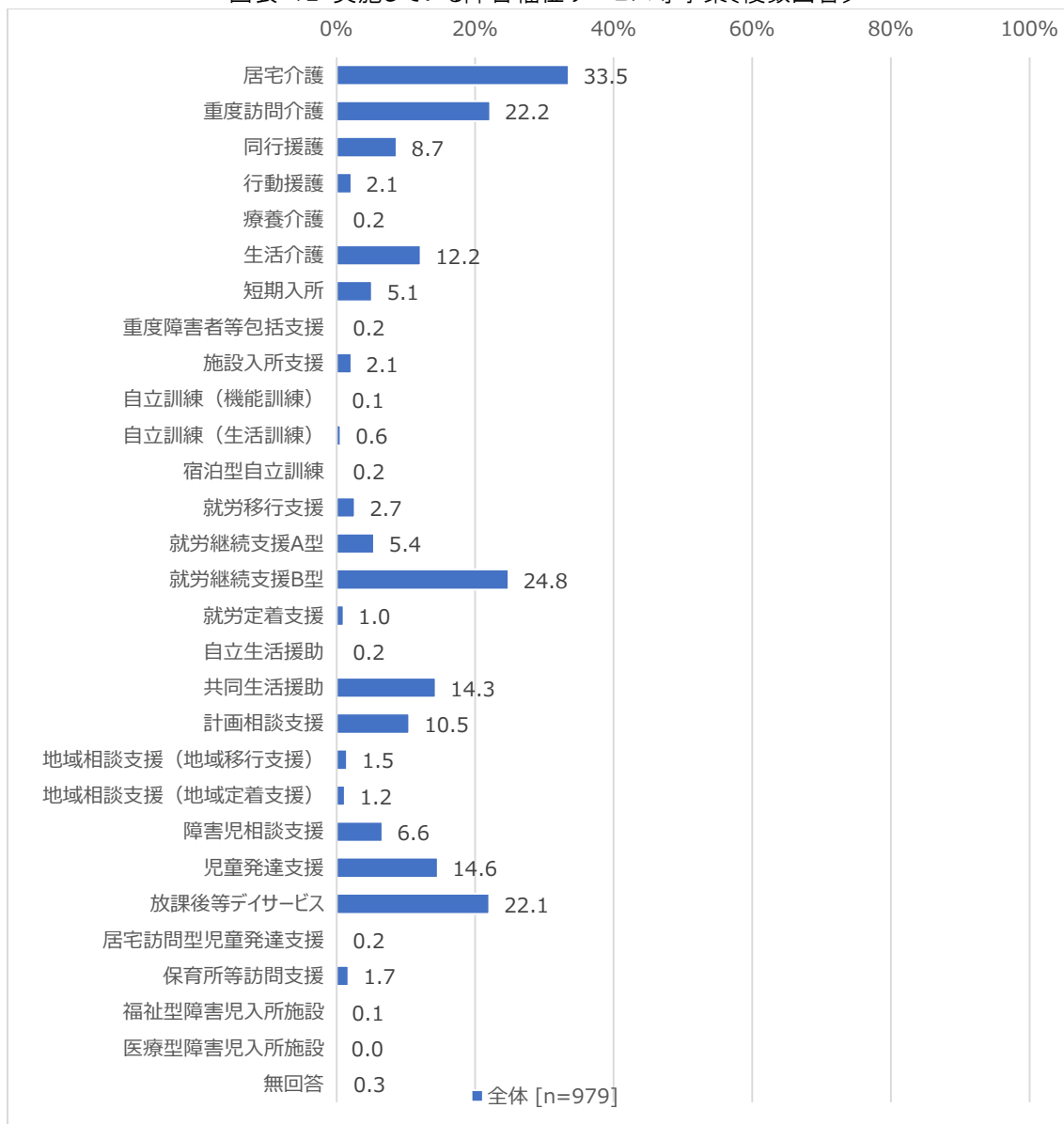


③サービス区分会計の状況、財務情報の登録等について

■ 実施している障害福祉サービス等事業

法人で実施している障害福祉サービス等事業を聞いたところ、「居宅介護」が33.5%と最も多く、次いで「就労継続支援B型」が24.8%、「重度訪問介護」が22.2%、「放課後等デイサービス」が22.1%となっている。

図表 12 実施している障害福祉サービス等事業〔複数回答〕



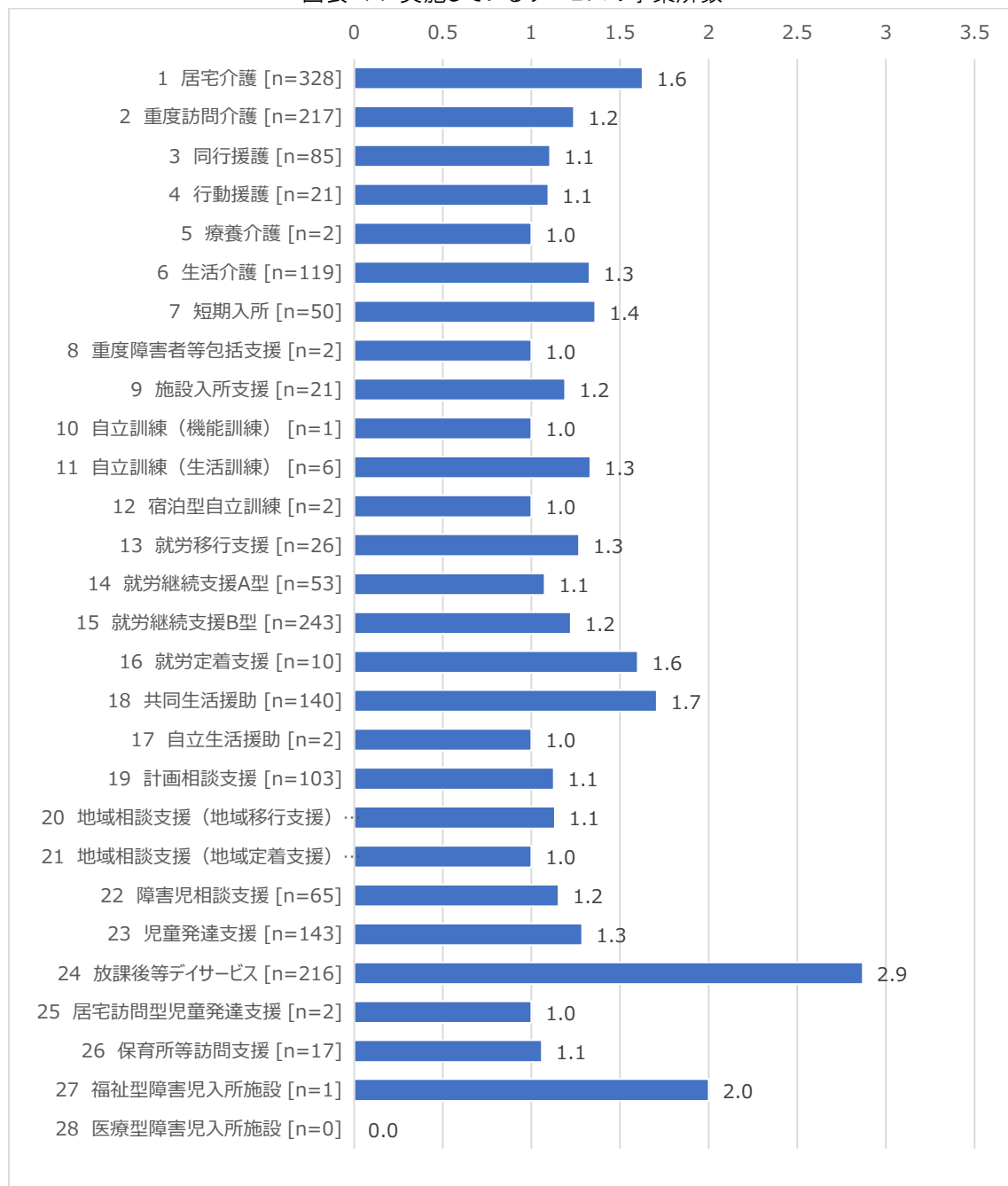
1法人あたりの実施サービス数を見ると、平均で1.9サービスとなっている。法人種別では、社会福祉法人で実施サービス数が多くなっている。

図表 13 1法人あたりの実施サービス数

(単位：サービス)	全体 [n=976]	営利法人 [n=530]	社会福祉法人 [n=136]	NPO法人 [n=202]	その他 [n=102]
平均値	1.9	1.8	2.7	2.0	2.0

実施している障害福祉サービス等事業について、サービス別に法人の事業所数を聞いたところ、「放課後等デイサービス」が実施 216 法人の平均で 2.9 か所と多くなっている。

図表 14 実施しているサービスの事業所数



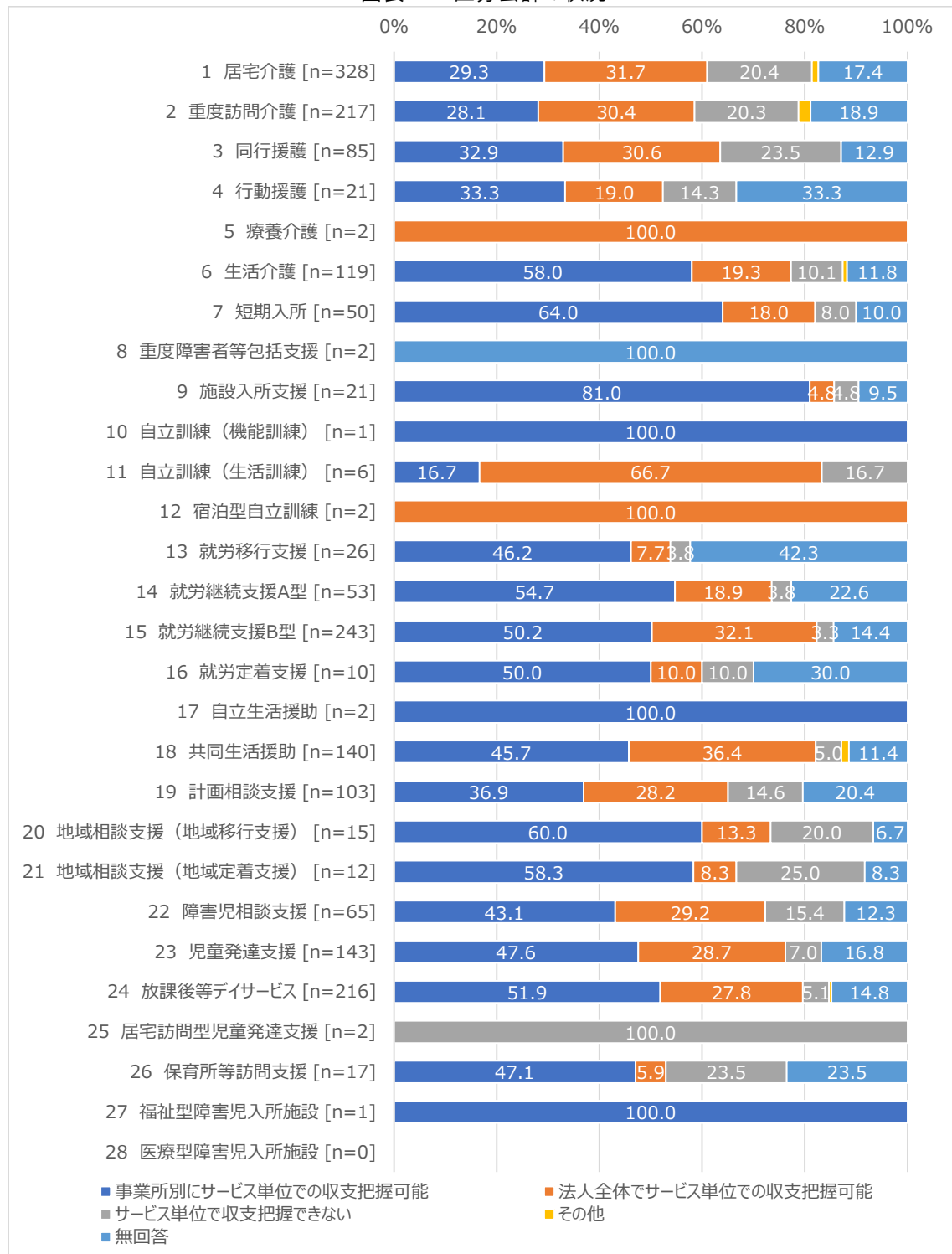
1 法人あたりの事業所数（各サービスの合計事業所数）を見ると、平均で 2.9 か所となっている。法人種別では、社会福祉法人で事業所数が多くなっている。

図表 15 1 法人あたりの事業所数

(単位：か所)	全体 [n=976]	営利法人 [n=530]	社会福祉法人 [n=136]	NPO法人 [n=202]	その他 [n=102]
平均値	2.9	3.1	3.6	2.3	2.4

実施しているサービスについて、区分会計の状況を聞いたところ、サービスにより傾向に違いが見られる。比較的回答数の多いサービスについて傾向を見ると、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスでは、「事業所別にサービス単位での収支把握可能」と「法人全体でサービス単位での収支把握可能」がそれぞれ3割程度である一方、「サービス単位で収支把握できない」も2割程度見られる。「生活介護」「就労継続支援B型」「放課後等デイサービス」等の通所系サービスでは、「事業所別にサービス単位での収支把握可能」が半数以上であり、「サービス単位で収支把握できない」は少なくなっている。

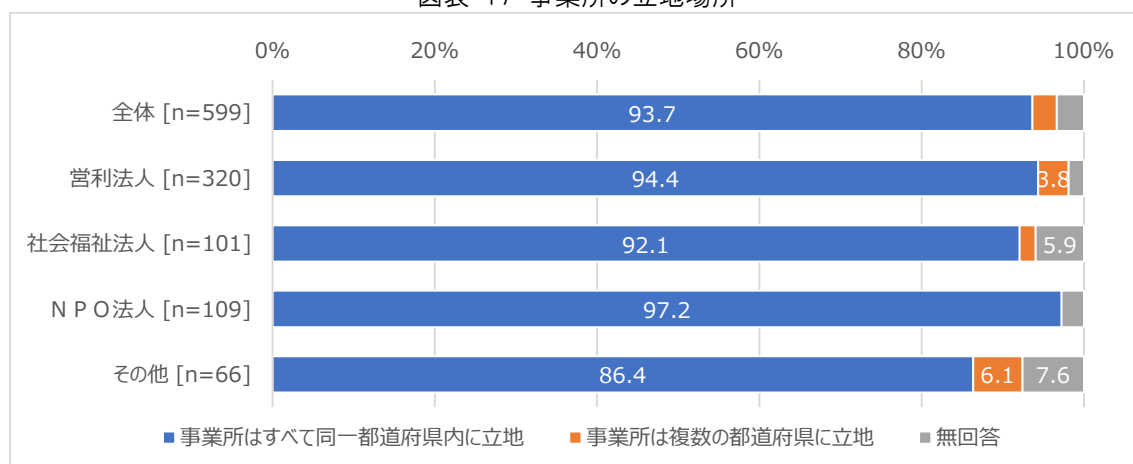
図表 16 区分会計の状況



■ 事業所の立地場所

複数の事業所を持つ法人に、事業所の立地場所が同一都道府県内かどうかを聞いたところ、「事業所はすべて同一都道府県内に立地」が93.7%と多くなっている。

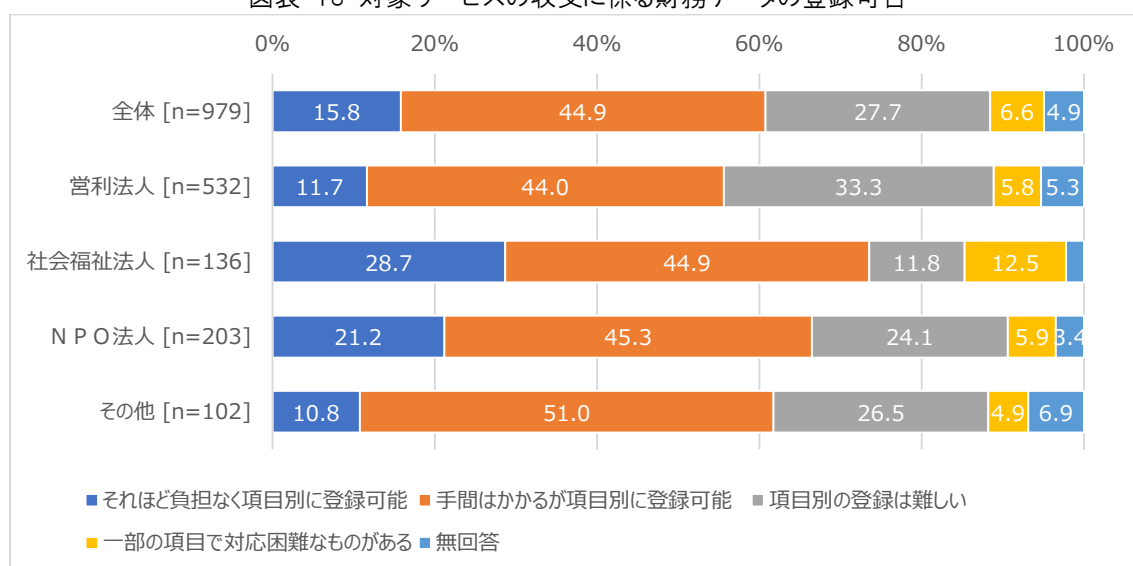
図表 17 事業所の立地場所



■ 対象サービスの収支に係る財務データの登録可否

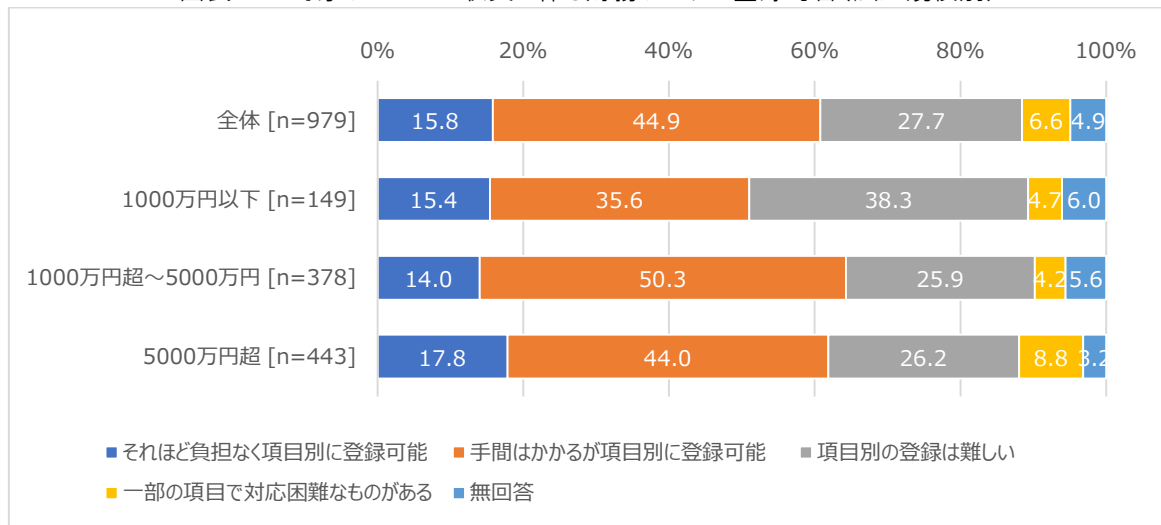
「障害福祉サービス等情報公表システム」に機能追加される財務情報システムについて、財務情報の登録フォームのイメージを提示したうえで、サービスの収支に係る財務データの登録が可能かどうかを聞いたところ、「それほど負担なく項目別に登録可能」「手間はかかるが項目別に登録可能」が合わせて60.7%である一方、「項目別の登録は難しい」「一部の項目で対応困難なものがある」が合わせて34.3%となっている。

図表 18 対象サービスの収支に係る財務データの登録可否



法人規模別で見ると、売上高 1000 万円以下の法人で、「項目別の登録は難しい」というところが比較的多くなっている。

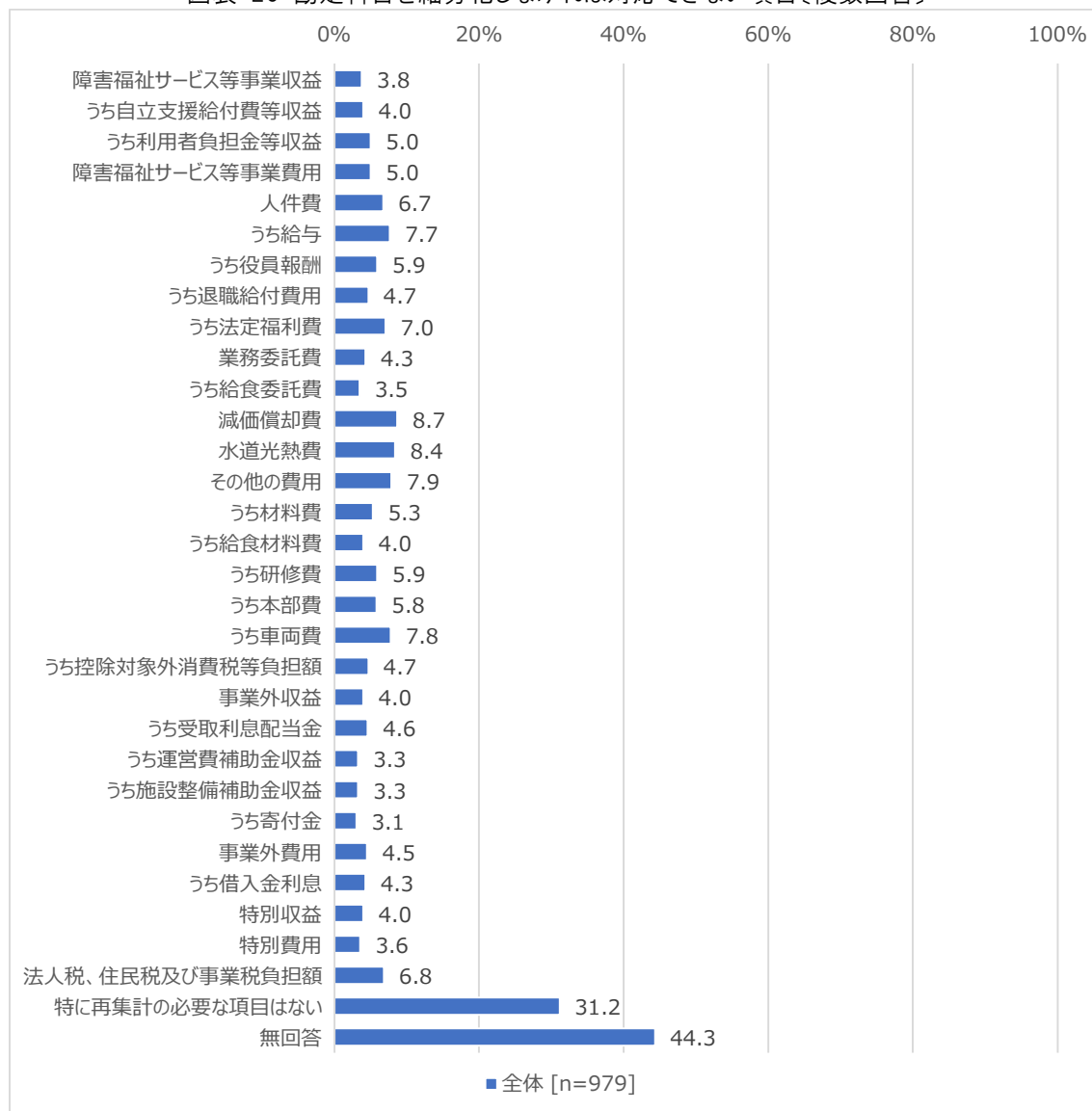
図表 19 対象サービスの収支に係る財務データの登録可否(法人規模別)



■ 勘定科目を細分化しなければ対応できない項目

登録フォームの項目について、法人で使用している勘定科目から、さらに細分化しなければ対応できないと思われるもの（元帳から再集計しなければならないもの）があるかどうかを聞いたところ、「特に再集計の必要な項目はない」が 31.2%となっている。無回答が 44.3%と多くなっているが、判断がつかずに無回答とした場合、該当する項目はないが「特に再集計の必要な項目はない」を選択せずに無回答とした場合などが想定される。

図表 20 勘定科目を細分化しなければ対応できない項目〔複数回答〕

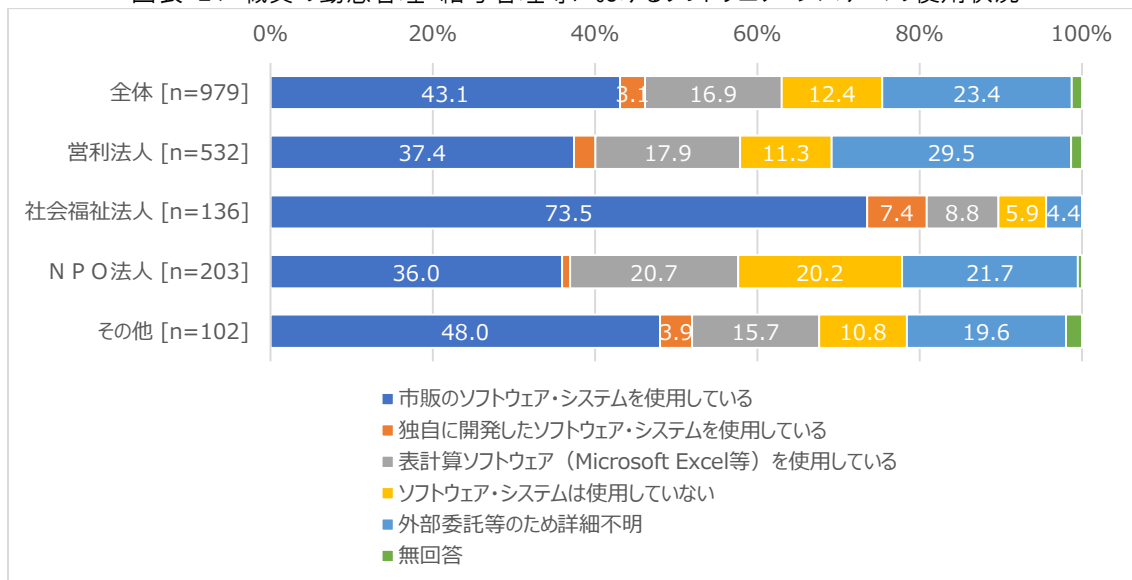


④職員情報の登録等について

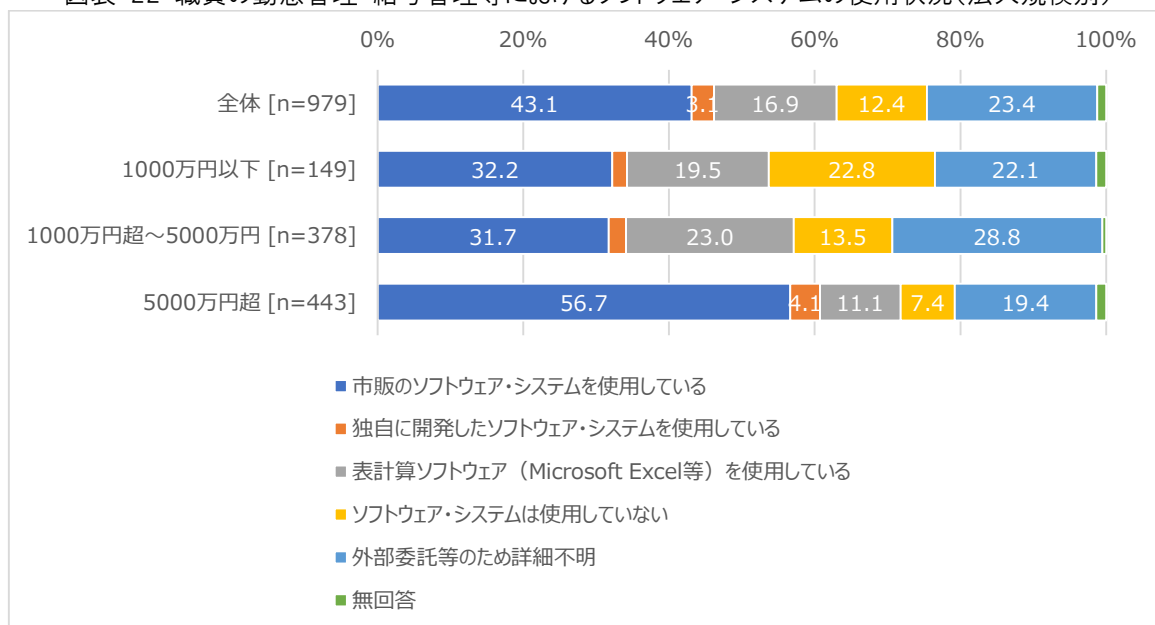
■ 職員の勤怠管理・給与管理等におけるソフトウェア・システムの使用状況

職員の勤怠管理・給与管理等におけるソフトウェア・システムの使用状況を聞いたところ、「市販のソフトウェア・システムを使用している」が43.1%である一方、「外部委託等のため詳細不明」も23.4%見られる。法人種別では、社会福祉法人で「市販のソフトウェア・システムを使用している」が多くなっている。法人規模別で見ると、売上高5000万円超の法人で「市販のソフトウェア・システムを使用している」が多く、1000万円超～5000万円の法人で「外部委託等のため詳細不明」が比較的多く見られる。

図表 21 職員の勤怠管理・給与管理等におけるソフトウェア・システムの使用状況



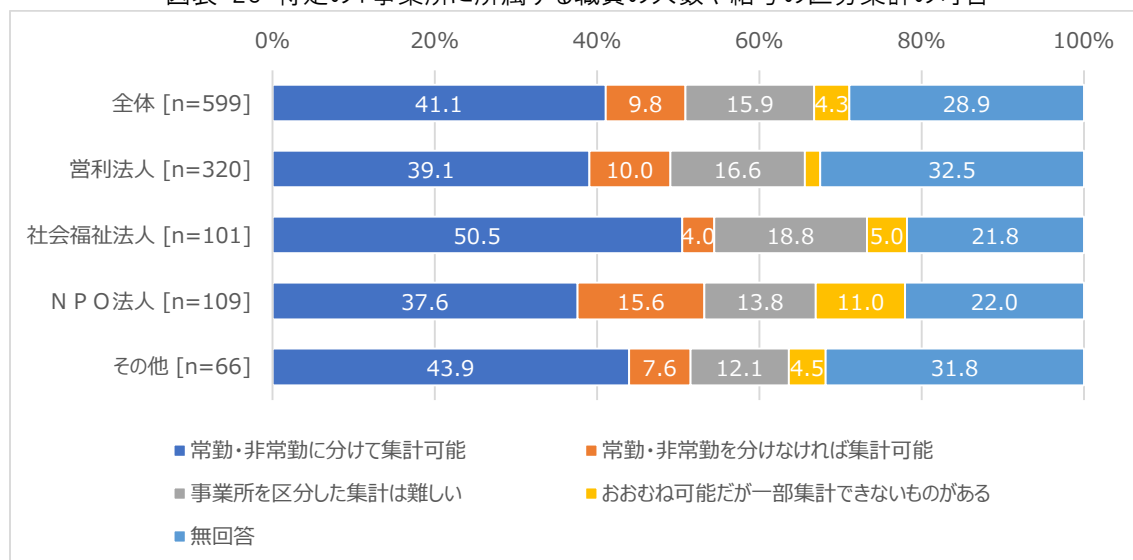
図表 22 職員の勤怠管理・給与管理等におけるソフトウェア・システムの使用状況（法人規模別）



■ 特定の1事業所に所属する職員の人数や給与の区分集計の可否

複数の事業所を有する法人に、特定の1事業所に所属する職員の人数（常勤換算数）や給与を区分して集計することができるかどうかを聞いたところ、「常勤・非常勤に分けて集計可能」が41.1%となっている。なお、無回答が28.9%と比較的多くなっているが、判断がつかなかった場合などが想定される。

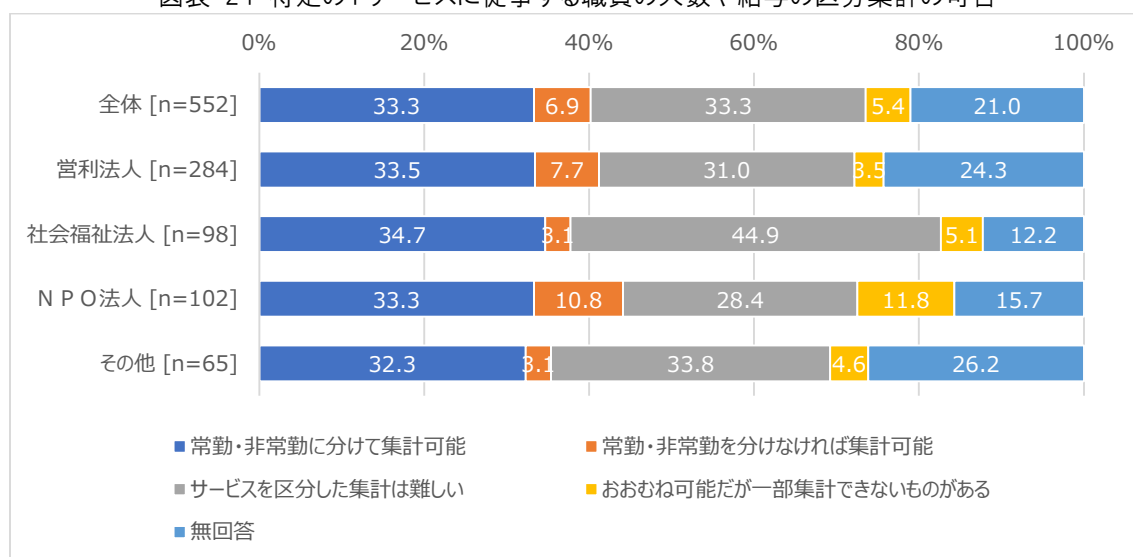
図表 23 特定の1事業所に所属する職員の人数や給与の区分集計の可否



■ 特定の1サービスに従事する職員の人数や給与の区分集計の可否

複数種類の障害福祉サービス等を実施する法人に、特定の1サービスに従事する職員の人数（常勤換算数）や給与を区分して集計することができるかどうかを聞いたところ、「常勤・非常勤に分けて集計可能」「サービスを区分した集計は難しい」がいずれも33.3%となっている。なお、無回答が21.0%と比較的多くなっているが、判断がつかなかった場合などが想定される。

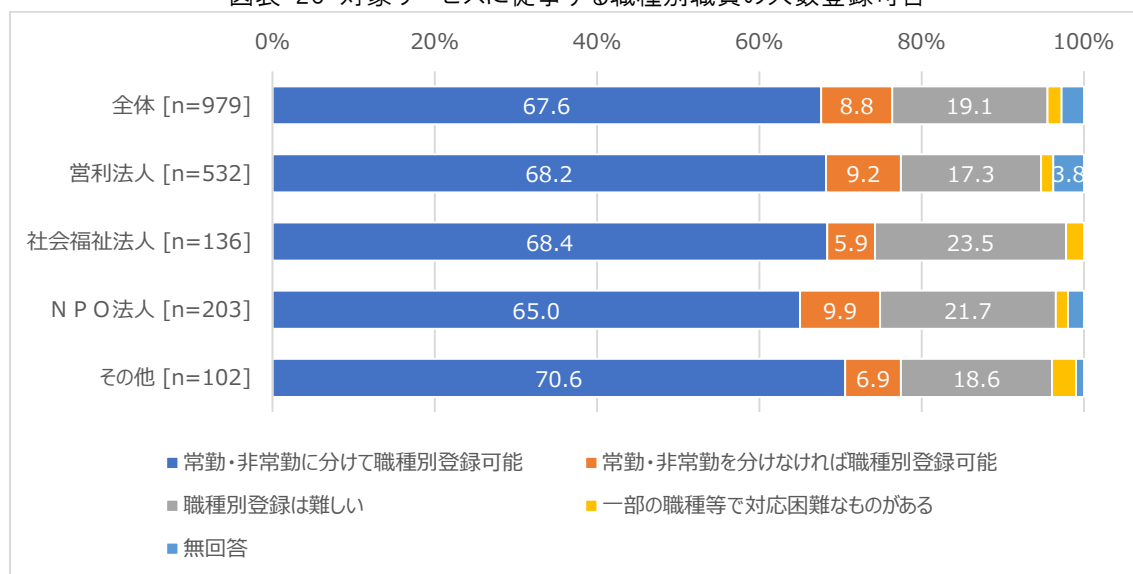
図表 24 特定の1サービスに従事する職員の人数や給与の区分集計の可否



■ 対象サービスに従事する職種別職員情報の登録可否

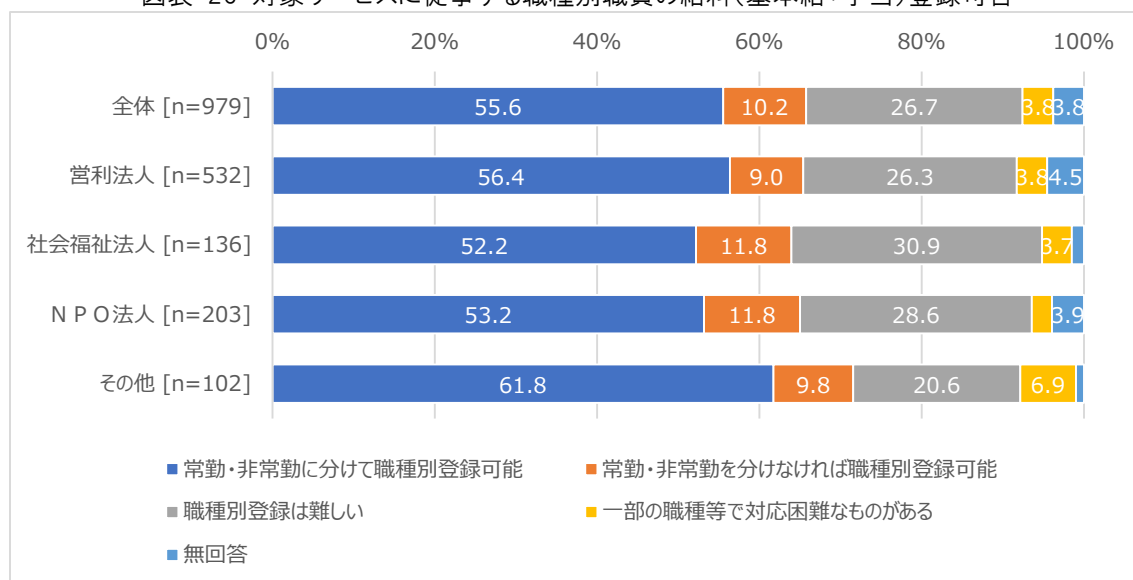
「障害福祉サービス等情報公表システム」に機能追加される職員情報システムについて、職種別職員の人数・給与情報の登録フォームのイメージを提示したうえで、対象サービスに従事する職種別職員情報の登録が可能かどうかを聞いたところ、人数登録については、「常勤・非常勤に分けて職種別登録可能」が67.6%と多くなっている一方、「職種別登録は難しい」が19.1%見られる。

図表 25 対象サービスに従事する職種別職員の人数登録可否



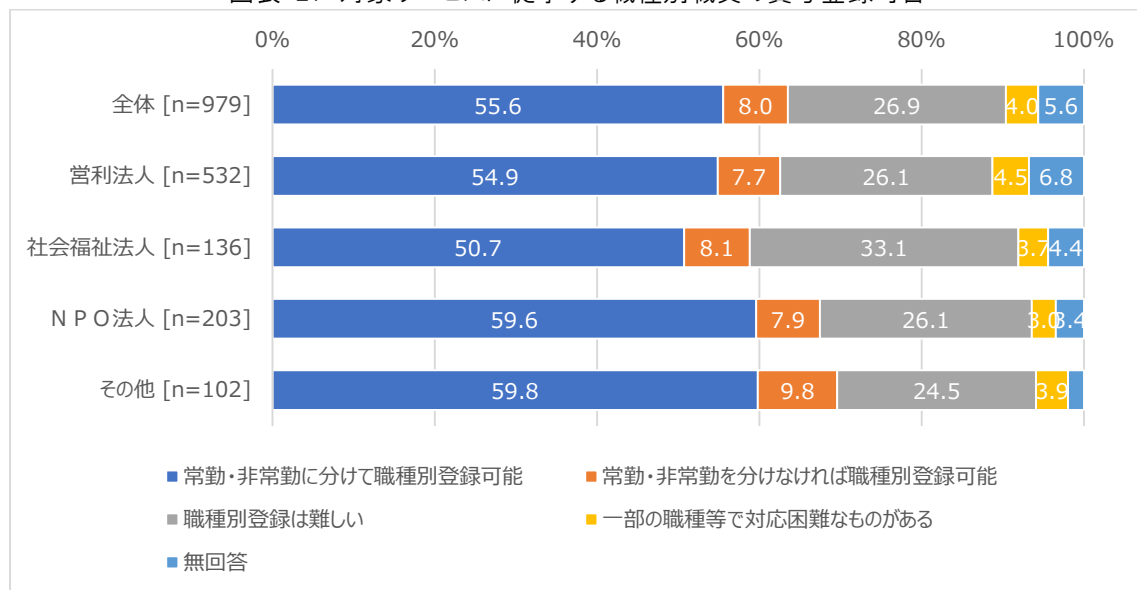
対象サービスに従事する職種別職員の給料（基本給+手当）の登録については、「常勤・非常勤に分けて職種別登録可能」が55.6%である一方、「職種別登録は難しい」が26.7%見られる。

図表 26 対象サービスに従事する職種別職員の給料(基本給+手当)登録可否



対象サービスに従事する職種別職員の賞与の登録については、「常勤・非常勤に分けて職種別登録可能」が55.6%である一方、「職種別登録は難しい」が26.9%見られる。

図表 27 対象サービスに従事する職種別職員の賞与登録可否



⑤情報登録システムの留意事項等

財務情報・職員情報の登録システムについて、マニュアルやツールに関すること、運用にあたって留意してほしいことなどを自由記入で聞いたところ、いずれも、できるだけ手間のかからないこと、作業負担の少ないシステムにしてほしいという意見が多く寄せられている。

また、財務情報の登録に関しては、複数事業を実施している事業者で、障害福祉のみを分けて登録することは難しいという意見、会計業務を外部委託している事業者で、追加負担や手順等を不安視する意見なども寄せられている。

職員情報の登録システムに関しては、多機能型事業所で兼務の多い場合に職種別の登録が難しいという意見、人数の少ない職種で給与の情報を登録するのは個人特定の心配があるので避けたいといった意見も寄せられている。

(3) 事業者団体へのヒアリング調査

事業者団体へのヒアリング調査を実施し、DBシステムの運用等についての意見を聴取した。

◆ヒアリング先

公益財団法人日本知的障害者福祉協会（令和7年1月15日）

全国身体障害者施設協議会（令和7年1月16日）

一般社団法人全国介護事業者連盟（令和7年1月16日）

◆ヒアリング項目

- ・障害福祉サービス事業の財務・会計の特性に関すること
- ・財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）の運用に関すること
- ・財務・経営状況の「見える化」の推進に関すること 等

◆ヒアリング概要（主な意見）

（障害福祉サービス事業の財務・会計の特性に関すること）

- ・介護と障害では、全体としてはそれほど違わないと思うが、サービス別の違いがある。例えば、介護では、訪問介護と障害のサービスを一体的な会計でしている場合に、細かい按分ルールを決めている。介護と障害を合わせて1回の登録で済ませることができれば理想だが、難しいと思うので、現場から何回も同じ情報を出させると思われるように、介護と障害の切り分け方を揃えるなど、大きなしくみで対応してほしい。
- ・介護に比べて、障害は小規模事業所が多く、民間事業者で介護から障害に参入した事業者も多い。そのような事業者で、財務情報が事業別に分けられているかは疑問である。こうした状況で、誰に対してどのような情報を公表していくのか、誰に何のために情報を示すのかを事業者の説明していくことが必要と思う。
- ・障害福祉事業を多機能型で行っているところは、人件費を細かく分けて、施設一体として運営しているところも多い。分けるには手間ひまがかかるので、ある程度は法人の裁量を認めてほしい。
- ・職員情報の登録については、障害福祉事業の特性として、事業を行うにあたり、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を置かないと事業が開始できず、不在になると減算される。そのため、人件費が上がっている中、人を集めるためにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の給与が他の職種と比べて高くなっている。こうした特性から、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の給与記載は必須にしてもよいのではないか。全体に対してサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の給与がどれぐらいを占めるのかなど、有益な情報だと思う。
- ・障害福祉事業の特性として、就労支援サービスは福祉サービスと生産活動に会計を分けなければならない。また、訪問系のサービスは介護と障害を一緒にやっている事業者が多い。介護以上に小規模の事業者も多く、こうした特性をふまえてどのように情報を公表していくか、理解したうえで設計をしてほしい。

(財務状況の見える化システム(障害福祉サービス等情報公表システム)の運用に関すること)

- ・社会福祉法人の会計ルールは統一されているが、他の法人では様々なので、正確な財務情報が登録されるか懸念がある。
- ・職員情報の公表について、職種別で公表する場合、管理者は事業所で1名、他にも看護職や作業療法士など人数が少ない場合は賃金が限定されるので、プライバシーの問題を含んでいると思う。給与は任意登録となっているが、丁寧な説明が必要である。
- ・現状で、いろいろなところに同じような情報を提出している現状があるので、そこが集約されてデータが1つになれば楽になると思う。
- ・WAMの情報公表システムでは、既存で法人の財務情報をPDFで登録しているが、例えば、これがCSVのデータで登録されるようになれば分析しやすくなるのではないかと。現場の提出書類が減るならば事業所としてもメリットがあるので、将来的にはそこまで取り組んでほしいと思う。
- ・システムへの登録期限は会計年度終了後3か月以内とされているが、この時期はかなり忙しいので、できれば期間を延ばしてほしい。
- ・社会福祉法人と営利企業など他の法人の会計の違いを整理すべきと思う。
- ・登録項目の必須と任意の設定については、基本的に介護並びでよいと思う。今後の運用で検討すればよい。
- ・財務諸表については、企業では事業所別に作成していないケースもあり、障害福祉事業にどのように分けるのかは課題である。
- ・財務情報の登録は全サービス・事業所が対象となっているが、既存の情報公表システムでは、財務情報登録は4割の事業所となっている。今回のDBシステムも、事業所の規模や営利・非営利の違い等によって登録率が異なってくるのではないかと。
- ・財務情報の項目について、人件費は必須項目だが、内訳は登録が任意となっている。給与がいい事業者は出しやすいが、厳しいところは出しづらく、ばらつきが生じるのではないかと。
- ・施設としては、給食委託費と、食材費の高騰への対応が現在課題となっている。重要な費用なので、給食委託費と食材費は任意登録になっているが、必須にしてもよいのではないかと。
- ・財務情報DBシステムは介護が先行しているが、現場の状況なども見ながら、障害ではよりよい形でアレンジ等を加えて進めてほしい。
- ・費用の按分方法については、介護は細かい按分ルールを決めているが、障害もルールを決めた方がよいと思う。

(財務・経営状況の「見える化」の推進に関すること)

- ・財務・経営状況の「見える化」については、誰に対して行うのかを明確にすることが重要である。サービス利用者本人・家族、あるいは国民全体など、対象をふまえてより分かりやすい「見える化」を検討すべきである。
- ・データを経営に活かしたいと思うので、データベースで身近にデータが得られるようになるのはありがたい。個別事業所情報の公表は不可だが、都道府県別や事業所定員別のデータなどの公表を考えてほしい。
- ・データで何を「見える化」したいのか、このことによって何を知ることができるようにしていきたいのか、こうした点を考えることで、登録の必須・任意項目にも整理がつくのではないかと。

- ・ 年々、現場の事務負担が増える中、できるだけ負担軽減を考えていただきたい。既存調査の「経営実態調査」の事務負担も大きいので、「見える化」システムとリンクして事務負担軽減を進めてほしい。
- ・ 現場としては、いろいろな情報や調査が集約され、調査回答の負担軽減につながればと思う。丁寧な説明に心がけてほしい。
- ・ 社会福祉法人はいろいろな調査で情報を報告しているので、経営実態調査も含めて、簡素化できることがあればしてほしい。
- ・ 同じような調査に何度も対応しなければならないのであれば問題だが、整理・集約されるのであれば全体として負担軽減になるので問題はない。事業所の義務として情報公表は必要と考えているので、他調査との関係の整理をしてほしい。一度の調査で済むならば、項目は細かくてもよい。

6 DBシステムの運用等に関する検討

(1) DBシステムの運用等において検討の必要な事項等

DBシステムの運用等において、事業者への調査等の結果をふまえ、検討が必要と考えられる事項を以下に整理する。

①データ登録の負担軽減について

DBシステムへのデータ登録に関して、できるだけ負担を軽減してほしいという意見が多く寄せられている。この「負担軽減」に関しては、データ登録そのものの負担という意味合いが大きいですが、ヒアリング等によれば、他の業務等と重なることで負担が大きくなるという意見もある。データ登録そのものを否定するわけではないが、例えば、既存調査の「経営実態調査」の事務負担や、介護と障害の事業を実施している事業者では、両方の登録をしなければならない点など、現場から何回も同じ情報を出さなければならないことで負担が大きくなることが指摘されている。

このことに関しては、例えば、社会福祉法人では、既存でWAMの財務情報公表システムに財務情報を事業区分・拠点区分で登録しており、このデータを活用することで負担が軽減できるという意見もある。データの登録フレームをできるだけわかりやすく、シンプルにすることや、登録のためのツール等を用意することで負担軽減を図っていくことが重要だが、合わせて、既存の調査や登録情報等との整合により、既存情報をDBシステムにおいて連携し、同じ情報の登録は1回で済むようにするなど、現場の事務負担を考慮した簡素化を検討していくことが必要と考えられる。

- ◆社会福祉法人に関しては、社会福祉法人会計基準からDBシステム項目へのデータ変換ツールを用いることで、財務情報公表システムに登録したデータからDBシステムの登録データに変換できることから、ひと手間にはなるが、負担が大きくなることはない想定される。
- ◆データ変換ツールについては、将来的にはシステム実装が望ましいが、当面はExcel等で作成した簡易なものを用意する形が考えられる。対象の会計基準は、社会福祉法人会計基準、病院会計準則、NPO法人会計基準、企業会計（その他）の4種類程度が望ましいと考えられる。
- ◆既存の統計調査の「経営実態調査」等との統合・集約や、介護・障害の両事業を実施している事業者が1回で登録可能になるしくみなど、すぐに整備を行うことは難しいと思われるが、将来的に現場の事務負担を軽減し、効率化を進めていくための方策を検討していくことが重要と考えられる。

②区分会計への対応について

DBシステムへの登録は基本的にサービス単位とされているが、障害福祉事業の区分会計による登録については、運用にあたり、相当程度のばらつきの生じることが想定される。法人種別では、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準及び指導指針でおおむね統一的に適用されており、区分会計が行われているが、他の法人種別では基準が必ずしも明確でないことや（就労支援事業については、就労支援会計基準により他事業から区分される）、また、サービス種別では、訪問系サービス等で区分されていない場合が多くなっているな

どの実態があり、DBシステムへの登録でサービス単位が難しい場合は事業所・法人単位の登録も可としていることから、サービス単位以外の登録も相当程度発生すると想定される。

費用のサービス区分については、基準で按分方法が示されている場合もあるが、法人で考え方が異なり、黒字のサービスに費用を多めに賦課し、赤字のサービスは費用負担を軽減するといったことも実態として行われている。

収益については、費用と異なり、サービス別に報酬請求を行うことから、サービス単位の収益登録は可能と考えられる。収益はサービス単位で登録、費用は事業所・法人単位で登録といったパターンへの対応についても検討する必要がある。

費用の按分処理については、按分に必要になるデータの登録を事業者に求めず、給付額、利用者数などのデータを別に収集する運用となるが、適切な按分方法を考える必要がある。また、DBシステムでは財務情報と合わせて職員情報の登録も行うことから、按分指標として職員数の情報を活用することも考えられる。

- ◆本来は事業者が合理的な基準で区分会計を行い、情報登録することが理想だが、困難な場合も多いと考えられる。情報を区分していない事業者が登録を断念し、情報の不均衡が生じるおそれもあるため、法人単位での財務情報の登録を認め、登録しない事業者をできるだけ減らして不均衡を縮減するとともに、システム上でサービス別への按分を行うしくみを設ける必要があると考えられる。
- ◆収益は基本的にサービス単位での登録が可能であり、事業所・法人単位での登録を行う事業者にも、収益はサービス単位での登録を促すことも考えられる。また、法人内で繰入金等によりサービス間の収支調整を行っている場合があり、該当する事業者にも、調整の影響を除いた登録を促すことも考えられる。
- ◆按分処理の指標となる給付額、利用者数などのデータは、既存の障害福祉DBや情報公表システムから入手できるデータを用いるほか、医療、介護等の事業については、必要に応じて事業者がDBシステムに登録する形を想定する。なお、入院、通院や入所、通所等の利用者数情報については、そのカテゴリーに応じて適切な配分比（入所：通所を2：1にする等）での扱いを検討する必要がある。
- ◆人件費等の費用の按分にあたっては、合わせて登録される職員数の情報等を指標として利用することも考えられる。

③貸借対照表データの扱いについて

貸借対照表データについては、負担軽減や介護との整合等の観点から、DBシステムの実装にあたって見送りとなったが、重要な情報であり、既存の情報公表システムでは引き続き登録項目となっている。DBシステムへの登録についても、将来的な方向性を検討する必要がある。

貸借対照表は法人単位の登録になるが、将来的に登録を行う形とした場合、例えば、障害福祉事業の売上が何%以下なら登録不要といった形にすれば、対象となる事業者が減ることから、こうした形での負担軽減も考えられる。

- ◆情報公表システムにおける財務諸表の公開は、今後も同じ形態で継続され、B/Sも含まれる。
- ◆DBシステムへの貸借対照表データの登録は、負担軽減のため当面は登録なしとしたが、今後データが必要となった場合もふまえて継続的に検討する必要があると考えられる。

④データ登録の期限設定について

事業者調査では、決算に3か月以上かかるところはほとんどないという結果が出ているが、ヒアリングでは、3か月目は業務多忙なので、登録期限はそれよりも長い方が望ましいとの意見があった。また、社会福祉法人の場合、6月頃に総会等を行うところも多く、それまでに決算は確定しているが公表できないという場合も多い。6月頃は総会等の事務も多く、こうした点も考慮して期限設定することが望ましいと考えられる。

◆DBシステムへの登録期限は、決算期間末日から4か月以内とすることが望ましいと考えられる。

⑤外部委託の扱いについて

事業者調査によれば、財務情報等に関して、外部委託等のため詳細不明、すぐに把握できないという事業者も比較的多く、特に、ある程度の規模を有しているものの、法人内のリソースが限られる中規模の事業者で外部委託の多い傾向が見られる。また、外部委託している場合、DBシステムへの情報登録に際しての追加負担の発生や、委託先に依頼する場合の手順等の不安をあげる事業者も見られる。DBシステムへの情報登録に際して、外部委託をしている場合の対応についても留意が必要と考えられる。

会計業務の委託に関しては、契約内容も多様であると想定され、登録情報の作成指導や代行が可能な契約（顧問契約等）になっているかどうかを確認するなど、事業者への各種の呼びかけ等も重要になると考えられる。

◆会計業務等を外部委託している場合のDBシステムへの情報登録について、手順の明確化や事業者への呼びかけを行い、適切な情報登録が行われるようにしていく必要があると考えられる。

⑥職員情報の扱いについて

職員情報のうち、給与情報は任意項目とされており、登録があまり見込めない可能性がある。特に、人数の少ない職種の給与情報については、個人の給与情報の特定につながるのではないかと懸念もあり、プライバシーの問題もあることから、丁寧な説明を行い、登録に関する不安を低減することが必要と考えられる。

職員情報について、職種別の登録が難しいという事業者もあり、特に多機能型等で職員が職種を兼務している場合に、分けることが難しいという状況も見られる。

- ◆職員の給与情報については、個別情報を公表することはないこと等を説明し、個人特定の不安の払しょく、登録への理解を求める必要がある。
- ◆職員情報で職種別の登録を求める場合、職種を兼務する者の場合は1職種に寄せて登録する形が想定される。この場合、按分等の手間は不要になるが、人数の少ない事業所の場合、配置が必要な職種が見かけ上で0になる場合等も生じるため、登録方法について、わかりやすく説明することが必要と考えられる。

⑦情報の開示について

D Bシステムの登録情報については、今後、さまざまな目的で開示を求められることが想定される。運用にあたっては、事業者の個別情報の公表はせず、集計結果の情報のみを公表するとされているが、研究目的での情報の第三者利用への対応等は必要と考えられる。一方、D Bシステムには、職員の給与情報など配慮の必要な情報も含まれ、第三者への情報開示については慎重な対応も求められる。

集計結果の情報は公表されるが、既存の情報公表システムにおける財務情報の登録は4割程度にとどまっており、法人種別でも登録に違いが見られる。D Bシステムも、事業所の規模や法人種別等によって登録率の異なってくることが想定されるため、集計結果の公表にあたっては、こうした登録率の違い等の影響も加味していく必要がある。

D Bシステムは、障害福祉サービスにおける財務・経営状況の「見える化」を進めていくために整備されるものである。この「見える化」の対象は、サービス利用者本人・家族、事業者、あるいは国民全体など、多様な対象が想定されるが、情報の開示を誰に対して行うのかを明確にし、対象をふまえて、必要な情報をわかりやすく届ける観点求められる。

- ◆登録情報については、個別情報の公表はされないことが基本となっているが、研究目的などでの個別情報の利用については対応が必要と考えられる。一方で、不適切な目的での情報開示請求等も想定されることから、D Bシステムの運用にあたり、適正な情報開示の制度を用意することが重要となる。
- ◆情報の集計・公表等に関しては、事業者の属性等による登録率の差異も考慮するなど、適切な公表情報の数値としていく必要がある。また、誰に対して情報を公表していくのかという観点から、公表情報の種類や内容等を検討していく必要がある。

(2) DBシステムのマニュアル、ツール等に関する検討

①DBシステムのマニュアルについて

DBシステムの運用にあたっては、事業者の負担をできるだけ低減することや、データの誤登録の防止等の観点から、情報登録の手順や登録データについて説明するマニュアル等を整備することが有用であると考えられる。

DBシステムは既存の「障害福祉サービス等情報公表システム」への機能追加の形で整備されることから、情報公表システム全体の使い方については既存のマニュアル等で対応可能であり、DBシステムに関することを新たに追加する形が想定される。なお、実際の運用にあたっては、事業者からの問い合わせに対応するコールセンター等の設置が求められることも想定され、その体制等についても検討しておくことが必要である。

■ マニュアルの構成イメージ

はじめに	DBシステムの経緯等の説明とともに、「見える化」の意義やDBの目的等をわかりやすく説明することが望ましい。 財務情報等が「見える化」されることで、事業者にどのようなメリットがあるのかを説明する。手間のかかる登録にできるだけ前向きになってもらえるような導入が望ましい。
情報の公表について	登録情報については、事業者の個別情報では公表しないこと、集計した情報のみが公表されることを説明する。 情報開示の制度が整備された場合は、研究目的等で事業者名がわからない形にした個別情報を開示する場合があることの説明が必要。
登録情報の対象設定、用意する資料	原則は対象サービスの単位での登録だが、困難な場合は事業所・法人単位での登録も可であることを説明する。 サービス単位、事業所・法人単位のそれぞれの選択によって対応が必要となることについて説明する。（登録範囲に応じた項目の必須・任意の違い等） 情報登録にあたって手元に用意する資料等について説明する。（会計書類、会計ソフト、職員のシフト表、給与台帳等）
財務情報の登録フォームについて	財務情報の登録フォームについて、各会計基準とは異なる項目構成となっていることから、各項目に関する内容説明と、各会計基準でどの科目に該当するのかを説明する。 チャート形式等で、登録フォームの各項目が会計基準のどの科目につながるのかをわかりやすく示す形が望ましい。
職員情報の登録フォームについて	障害福祉サービスは職種が多く、名称の似ている職種も多いことから、誤登録の防止も兼ねて、各職種の説明（どのサービスに配置されるか等）を行う。 複数職種の兼務者についての計上ルールを説明する。
問合せ先等	DBシステムに関する問い合わせ先を記載する。ワンストップか、問い合わせ内容に応じて連絡先が異なるのか等を明確にすることが望ましい。

②登録項目のデータ変換ツールについて

ＤＢシステムの財務情報の登録フォームは、事業者の使用する会計基準に関わらず共通とする実装であることから、各種会計基準から、ＤＢシステムの財務情報登録テンプレートへのデータ変換を行うツールを用意することで、事業者の情報登録の負担をある程度軽減できるものと考えられる。

対象とする会計基準は、障害福祉サービスの運営法人の主要な法人種別をふまえ、社会福祉法人会計基準、病院会計準則、ＮＰＯ法人会計基準、企業会計（その他）を想定する。データ変換の方法は、各基準の科目について、金額を加減することでＤＢシステムの項目に合わせる方式がわかりやすいと考えられる。データ変換ツールは、Excel等を利用して作成・配布する形を想定する。

■ ツールのデータ変換イメージ（例：社会福祉法人会計基準の場合）

①事業活動計算書の該当する科目の金額を入力		②登録テンプレートの項目に変換	③アップロード用データを出力
事業活動計算書の科目（収益の部）			登録テンプレートの項目
サービス活動増減による収益	a01		1 障害福祉サービス等事業収益
障害福祉サービス等事業収益	a02	a02-a09 ⇒	2 うち自立支援給付費等収益
自立支援給付費収益	a03	a03+a04+a06 ⇒	3 うち利用者負担金等収益
障害児施設給付費収益	a04	a05+a07 ⇒	4 障害福祉サービス等事業費用
利用者負担金収益	a05	b01-b22 ⇒	5 人件費
補足給付費収益	a06	b02-b05 ⇒	6 うち給与
特定費用収益	a07	b04 ⇒	7 うち役員報酬
その他の事業収益	a08	b03 ⇒	8 うち退職給付費用
補助金事業収益（公費、一般）	a09	b06 ⇒	9 うち法定福利費
受託事業収益（公費、一般）	a10	b07 ⇒	10 業務委託費
その他の事業収益	a11	b05+b17 ⇒	11 うち給食委託費
（保険等査定減）	a12	b21 ⇒	12 減価償却費
経常経費寄附金収益	a13	b11+b16 ⇒	13 水道光熱費
医療事業収益	a14	b01-b02-b11-b16-b17-b21-b22 ⇒	14 その他の費用
介護保険事業収益	a15	b09+b10 ⇒	15 うち材料費
就労支援事業収益	a16	b09 ⇒	16 うち給食材料費
授産事業収益	a17	b15 ⇒	17 うち研修費
措置費収益（児童福祉事業収益）	a18	b12 ⇒	18 うち本部費
その他事業収益	a19		19 うち車両費
サービス活動外増減による収益	a20		20 うち控除対象外消費税等負担額
借入金利息補助金収益	a21	a09+a13+a20+b22 ⇒	21 事業外収益
受取利息配当金収益	a22	a22 ⇒	22 うち受取利息配当金
上記以外のサービス活動外収益	a23	a09 ⇒	23 うち運営費補助金収益
特別増減による収益	a24	b22 ⇒	24 うち施設整備補助金収益
事業活動計算書の科目（費用の部）		a13 ⇒	25 うち寄付金
サービス活動増減による費用	b01	b26 ⇒	26 事業外費用
人件費	b02	b27 ⇒	27 うち借入金利息
役員報酬、役員退職慰労金、役員退職慰労引当金繰入	b03	a24 ⇒	28 特別収益
職員給料、職員賞与、賞与引当金繰入、非常勤職員給与	b04	b29 ⇒	29 特別費用
派遣職員費	b05		30 法人税、住民税及び事業税負担額
退職給付費用	b06	a14 ⇒	31 医療における事業収益
法定福利費	b07	a15 ⇒	32 介護サービスにおける事業収益
事業費	b08	a16+a17 ⇒	33 就労支援事業・授産事業収益
給食費	b09	a18 ⇒	34 措置費収益
介護用品費、医薬品費、診療・療養等材料費	b10		
水道光熱費、燃料費	b11		
車輦費	b12		
上記以外の事業費	b13		
事務費	b14		
研修研究費	b15		
水道光熱費、燃料費	b16		
業務委託費	b17		
上記以外の事務費	b18		
就労支援事業費用、授産事業費用	b19		
利用者負担軽減額	b20		
減価償却費	b21		
国庫補助金等特別積立金取崩額	b22		
貸倒損失額、貸倒引当金繰入	b23		
徴収不能額、徴収不能引当金繰入	b24		
その他の費用	b25		
サービス活動外増減による費用	b26		
支払利息	b27		
上記以外のサービス活動外費用	b28		
特別増減による費用	b29		

■ ツールにおいて想定する項目の対応（社会福祉法人会計基準）

登録項目	対応する勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、その他の収益の障害福祉分（補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）除く）
うち自立支援給付費等収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	サービス活動増減による収益における、利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	サービス活動増減による費用（国庫補助金等特別積立金取崩額除く）
人件費	サービス活動増減による費用における、人件費（派遣職員費除く）
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち職員給料、職員賞与、賞与引当金繰入、非常勤職員給与
うち役員報酬	サービス活動増減による費用における、人件費のうち役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金
うち退職給付費用	サービス活動増減による費用における、人件費のうち退職給付費用
うち法定福利費	サービス活動増減による費用における、人件費のうち法定福利費
業務委託費	サービス活動増減による費用における、事務費のうち業務委託費、人件費のうち派遣職員費の合計
うち給食委託費	－
減価償却費	サービス活動増減による費用における、減価償却費
水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち水道光熱費、燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち水道光熱費、燃料費
その他の費用	サービス活動増減による費用における、上記の「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」及び国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの
うち材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち給食費、介護用品費、医薬品費、診療・療養等材料費
うち給食材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち給食費
うち研修費	サービス活動増減による費用における、事務費のうち研修研究費
うち本部費	－
うち車両費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち車輛費
うち控除対象外消費税等負担額	－
3. 事業外収益	サービス活動増減による収益における、補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）、サービス活動外増減による収益、サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別積立金取崩額（正値で計上）、サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益
うち受取利息配当金	サービス活動外増減による収益における、受取利息配当金収益
うち運営費補助金収益	サービス活動増減による収益における、補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）
うち施設整備補助金収益	サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別積立金取崩額（正値で計上）
うち寄付金	サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益
4. 事業外費用	サービス活動外増減による費用
うち借入金利息	サービス活動外増減による費用における、支払利息
5. 特別収益	特別増減による収益
6. 特別費用	特別増減による費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	－

■ ツールにおいて想定する項目の対応（病院会計準則）

登録項目	対応する勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	医業・介護収益
うち自立支援給付費等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	医業・介護費用
人件費	医業・介護費用における、給与費
うち給与	医業・介護費用における、給与費のうち給料、賞与、賞与引当金繰入額
うち役員報酬	－
うち退職給付費用	医業・介護費用における、給与費のうち退職給付費用
うち法定福利費	医業・介護費用における、給与費のうち法定福利費
業務委託費	医業・介護費用における、委託費
うち給食委託費	医業・介護費用における、委託費のうち給食委託費
減価償却費	医業・介護費用における、設備関係費のうち減価償却費
水道光熱費	医業・介護費用における、経費のうち水道光熱費
その他の費用	医業・介護費用のうち、上記の「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」を除くもの
うち材料費	医業・介護費用における、材料費
うち給食材料費	医業・介護費用における、材料費のうち給食用材料費
うち研修費	医業・介護費用における、研修研究費のうち研修費
うち本部費	医業・介護費用における、経費のうち本部費配賦額
うち車両費	－
うち控除対象外消費税等負担額	医業費用における、経費のうち控除対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医業・介護外収益
うち受取利息配当金	医業・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営費補助金収益	医業・介護外収益における、運営費補助金収益
うち施設整備補助金収益	医業・介護外収益における、施設設備補助金収益
うち寄付金	－
4. 事業外費用	医業・介護外費用
うち借入金利息	医業・介護外費用における、支払利息
5. 特別収益	臨時収益
6. 特別費用	臨時費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税負担額

■ ツールにおいて想定する項目の対応（NPO法人会計基準）

登録項目	対応する勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、人件費（福利厚生費を除く）
うち給与	事業費における、人件費のうち給料手当、臨時雇賃金、ボランティア評価費用、通勤費
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち役員報酬
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち退職給付費用
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち法定福利費
業務委託費	事業費における、その他経費のうち業務委託費
うち給食委託費	－
減価償却費	事業費における、その他経費のうち減価償却費
水道光熱費	事業費における、その他経費のうち水道光熱費
その他の費用	事業費及び管理費のうち、上記の「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	－
うち給食材料費	－
うち研修費	事業費における、その他経費のうち研修費
うち本部費	管理費（支払利息、為替差損を除く）
うち車両費	事業費における、その他経費のうち車両費
うち控除対象外消費税等負担額	－
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち受取利息
うち運営費補助金収益	－
うち施設整備補助金収益	－
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金（資産受贈益、施設等受入評価益、ボランティア受入評価益を除く）
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における支払利息、為替差損 管理費のうち、その他経費における支払利息
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における支払利息 管理費のうち、その他経費における支払利息
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	－

■ ツールにおいて想定する項目の対応（企業会計、その他）

登録項目	対応する勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	売上高、役務収益、事業収益
うち自立支援給付費等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費
人件費	給与に係る費用
うち給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与
うち役員報酬	役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当
うち退職給付費用	職員に対する退職一時金、退職年金等（将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額）
うち法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など事業所の業務の一部を他に委託するための費用、人材派遣会社に支払う金額
うち給食委託費	委託費のうち、給食を他に委託するための費用
減価償却費	固定資産の減価償却費
水道光熱費	電気、ガス、水道、灯油、重油等の費用
その他の費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費のうち、上記の「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」を除くもの
うち材料費	利用者給食の食材、介護用品、医薬品、診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額（税抜会計の場合のみ計上）
3. 事業外収益	営業外収益（通常の事業以外の活動から経常的に発生する収益）
うち受取利息配当金	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益
うち運営費補助金収益	事業の運営に係る補助金、負担金の収益
うち施設整備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
うち寄付金	経常経費に対する寄付金
4. 事業外費用	営業外費用（通常の事業以外の活動から経常的に発生する費用）
うち借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額
5. 特別収益	特別利益
6. 特別費用	特別損失
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税

(3) 登録データの按分方法について

財務情報の登録は、サービス単位での登録を基本とするが、サービス単位での区分会計が難しい事業者には、事業所・法人単位でのデータ登録も可能とする運用が想定されている。その場合、登録情報には、対象サービス以外の情報も含まれることとなり、そこから対象サービスの情報を切り出すための操作（按分操作）が必要になる。按分については、事業者の負担を考慮し、DBシステムに財務情報とともに按分指標の情報登録を求めることは必要最小限とし、障害福祉DB等から入手可能な給付費、利用者数などのデータを指標として利用し、事業所番号で紐付けて按分に利用する方式が想定される。

按分操作はDBシステム内で実施することも可能と考えられるが、出力データを別システムで処理する方式なども可能と考えられる。

①収益の按分処理

収益については、事業者は基本的にサービス毎に報酬請求を行っていることから、サービス単位の収益把握は可能であると考えられ、按分処理は例外的なものである。事業者調査で、一部、訪問系サービス等で区分不可の回答が見られる等、サービス単位での100%の登録が困難な場合も想定されることから、原則としてサービス単位の収益登録を求めるが、例外的に複数サービスが含まれる収益の登録も認める形になるものと想定される。

収益に複数の障害福祉サービスが含まれるかどうかは、DBシステムの「複数の障害福祉サービス事業の有無」項目から把握できる。この項目が「有」となっていた場合は、障害福祉DBから入手した給付費、利用者数のデータをもとに按分処理を行い、対象サービスの収益を算定する。

「障害福祉サービス等事業収益」

= 登録データ × (当該事業の給付費/法人の障害福祉サービス事業の給付費合計)

「うち自立支援給付費等収益」

= 登録データ × (当該事業の給付費/法人の障害福祉サービス事業の給付費合計)

「うち利用者負担金等収益」

= 登録データ × (当該事業の利用人数/法人の障害福祉サービス事業の利用人数合計)

※利用者負担金は利用人数で按分が妥当と考えられる。または、訪問系サービス等では利用時間等を基準とする形も想定される。

収益のうち、「事業外収益」「特別収益」については、事業所・法人単位で登録された場合、対象サービスに区分する収益以外も含まれると考えられる。そのため、費用と同様な考え方で按分処理を行う必要がある。まず、DBシステムの「障害福祉サービス等事業以外の事業（医療、介護）」項目を確認し、「有」となっていた場合は、「医療における事業収益」「介護サービスにおける事業収益」をもとに按分処理を行い、障害福祉サービス分を算定する。

次に、「複数の障害福祉サービス事業の有無」を確認し、「有」となっていた場合は、障害福祉DBから入手した給付費、利用者数のデータをもとに按分処理を行い、対象サービス分を算定する。

「事業外収益」「特別収益」

①：＝登録データ×（障害福祉サービス等事業収益/障害・医療・介護の事業収益合計）

（複数の障害福祉サービス事業を含む場合）

②：＝①×（当該事業の給付費/法人の障害福祉サービス事業の給付費合計）

※事業外収益のうち、運営費補助金収益、施設整備補助金収益等については、利用人数で按分を行うことも想定される。利用人数を用いる場合は、入院・通院、入所・通所等の人数について、2：1、3：1などの適切な比率を乗じて用いる必要がある。

②費用の按分処理

費用については、複数事業を行っている事業者では按分は必須であり、事業者において区分会計を行っている場合は、事業者で計上したサービス単位の費用を登録する形となる。事業者で区分会計を実施しておらず、サービス単位の費用を登録することが難しい場合は、事業所・法人単位の費用登録を求めることになる。

費用の按分については、例えば社会福祉法人会計基準の運用通知において費目の按分の考え方等が示されており、DBシステムにおける按分処理も、その考え方をふまえた方法にすることが望ましいが、そのためにはかなり多くの指標情報が必要になり、その情報の登録を合わせて求めることは困難と考えられることから、基準の考え方を参照しつつ、限定的な按分指標のデータを用いて、簡易な形で按分処理を行う形が現実的であると考えられる。

■ 社会福祉法人会計基準における主な費目の按分方法（参考）

費目	社会福祉法人会計基準の按分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
人件費 ・職員給与 ・職員賞与 ・非常勤職員給与 ・退職給付費用 ・法定福利費 ・派遣人件費 ・役員報酬 等	勤務時間割合	職種別人員配置割合 看護・介護職員配置割合 届出人員割合 延利用者数割合
事業費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費 ・消耗器具備品費 ・給食費 ・就労・授産関係支出 等	各事業の消費金額 給食費については実際食数割合	延利用者数割合

費目	社会福祉法人会計基準の按分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
事務費 ・ 福利厚生費 ・ 職員被服費	給与費割合	延利用者数割合
・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費 ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費	延利用者数割合 職種別人員配置割合 給与費割合	
・ 事務消耗品費 ・ 広報費	各事業消費額	延利用者数割合
・ 会議費	内容別事業個別費	延利用者数割合
・ 水道光熱費	メーター測定割合	建物床面積割合
・ 修繕費	内容別事業個別費	建物床面積割合
・ 賃借料 ・ 土地建物賃借料	物件使用割合	建物床面積割合
・ 保険料 ・ 租税公課	建物床面積 自動車関係等は使用高割合	
・ 保守料	内容別事業個別費	延利用者数割合
・ 業務委託費	各事業の消費金額	延利用者数割合
・ 研修研究費 等	内容別事業個別費	延利用者数割合
減価償却費 ・ 建物等減価償却費 ・ 車輛・機械等減価償却費 ・ その他減価償却費	建物床面積割合 使用高割合	延利用者数割合
徴収不能額	各事業の個別発生金額	事業別収入割合
徴収不能引当金繰入	事業別の債権金額	延利用者数割合
支払利息	事業借入目的別期末残高割合	（土地建物） 建物床面積割合 （その他） 延利用者数割合

費用の按分処理にあたり、ＤＢシステムにおいて利用できる指標としては、障害福祉ＤＢ等から入手可能な給付費、利用者数などのデータが想定される。

基準の按分方法では、建物床面積割合を用いる費目が比較的に見られるが、ＤＢシステムでは建物床面積の項目は設けておらず、障害福祉ＤＢからも入手できないため、別の指標による代替を検討する必要がある。また、人件費の按分方法では、職員の勤務時間や配置人数が指標にあげられており、ＤＢシステムでは財務情報と合わせて実装される職員情報のデータから、職員数などの情報を得ることができるが、これは対象サービスに従事する職員の情報であり、事業所・法人全体の職員数と対象サービスの職員数の比率を算定することができない。したがって、ＤＢシステムの職員情報のデータを指標に用いることは難しいと考えられる。職員数比率等を按分指標に用いる場合は、ＤＢシステムへの項目追加等を含め、情報の入手方法等を検討する必要がある。

「人件費」

= 登録データ × (当該事業の利用人数/法人の障害・医療・介護の利用人数合計)

※利用人数については、入院・通院、入所・通所等の人数について、２：１、３：１などの適切な比率を乗じて用いる必要がある。

※人件費のうち、役員報酬については、事業収益の比率で按分する形も想定される。

「人件費以外の費用」

= 登録データ × (当該事業の利用人数/法人の障害・医療・介護の利用人数合計)

※利用人数については、入院・通院、入所・通所等の人数について、２：１、３：１などの適切な比率を乗じて用いる必要がある。

「事業外費用」「特別費用」

= 登録データ × (当該事業の給付費/法人の障害・医療・介護の給付費・事業収益合計)

※事業外収益・特別収益と同様の手順で按分を行う。

(4) 今後の課題等について

本調査研究では、障害福祉分野における財務・経営情報の「見える化」に向けたデータベースの整備・運用にあたり、留意すべき事項や取り組むべき方向性等を明らかにすることを中心として検討を行った。今後、DBシステムの運用が開始され、情報の蓄積等が進む中で、さまざまな課題等が生じることも想定される。本調査研究において十分に検討できなかった事項で、特にDBシステムの運用後に課題になると思われるものについて、以下に整理する。

①登録情報の精度の確保等に関する検討

財務・経営情報のデータベースは、事業者により正確な情報が適切に登録されることがその前提となる。本調査研究では、事業者の情報登録の負担を軽減するため、マニュアルや登録ツール等の整備をはじめとした取組について論点整理を行ったが、登録に関する事業者の負担軽減は、事業者が財務・経営情報等に関し、情報そのものの整備にかかる余力を生み出すことにもつながることから、情報の正確な登録、情報の精度向上にも資するものと考えられる。一方、どのような体制を整備しても、不適切な情報の登録をゼロにすることは困難であることから、不適切な登録情報（エラー値）への対応方法について検討しておくことが重要になる。エラー値は、事業者の単純な登録ミス（数値の誤入力等）や、誤ったデータの使用（サービス単位として法人単位のデータを登録する等）、事業者のデータ処理の誤り（事業者によるサービス単位への不適切な換算等）、その他さまざまな要因で発生し、それらをすべてシステム内で判別することは困難だが、統計的な手法の活用等も含め、エラー値の判定方式等を整備していく必要があると考えられる。

また、本調査研究では、DBシステムへの登録はサービス単位を原則とし、サービス単位が難しい場合は事業所・法人単位の登録も例外的に可とすること等について論点整理を行ったが、事業者への調査によれば、サービス単位の登録が困難とする事業者も少なくないことから、事業所・法人単位の登録も相当程度発生すると想定される。この場合、登録情報のサービス単位への按分処理等が必要になり、その考え方等についても本調査研究で整理したところであるが、DBシステムの運用後、情報の蓄積状況もふまえながら、より適切な按分方法など、各種のデータ処理の方式を検討していく必要があると考えられる。また、後述の、他分野DB等との整合等を検討する場合は、データの内部処理等についても、介護等の関連DBシステムとの整合を図っていく観点も求められる。

②情報の公表形態や集計・分析等に関する検討

財務・経営情報のデータベースは、その情報の「見える化」を通じて、政策の検討や国民の理解促進等に役立てることを目的に整備・運用されるものであり、登録された情報は公共性の観点から適切な公表の行われる必要がある。一方で、登録情報の原型は個別の事業所に紐づいた財務情報や職員情報であることから、適切な保護・管理が必要となる。そのため、登録情報の公表の形態や、公表・非公表の区分等に関し、情報運用の明確化が重要となる。

本調査研究では、主にDBシステムの運用の観点から、登録情報について個別情報は非公表を原則とすること、公表情報は集計・分析データを基本とすること、研究、その他の目的に応じた個別情報の開示について対応が必要となること等について論点整理を行った。今後、これらをさらに精緻化し、運用における具体的な制度等に反映していくことが必要と考えられる。公共財である登録情報が多様な場面で適正に活用されるよう、情報開示のしくみを整備していくことが求められる。

一方、登録情報の集計・分析や、集計・分析結果の公表形態など、情報の利活用の観点については、今後、さらに検討を行っていくことが必要と考えられる。集計・分析は前述の情報の精度にも関連するため、DBシステムの運用における登録情報の状況もふまえながら、集計・分析のフレームや公表の形態を具体的に設定していく必要がある。これらについては、介護等の関連分野における公表形態との整合、既存の「障害福祉サービス等経営実態調査」等の公表統計情報との整合等のほか、DBシステムの運用が進むにつれてさまざまな集計・分析の要望も寄せられるものと想定されることから、こうしたことに適切に対応できる取組が求められる。

③他分野DB・統計調査等との整合等に関する検討

障害福祉分野における財務・経営情報の「見える化」データベースは、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）及び「公的価格評価検討委員会」（令和4年12月2日）において示された、医療、介護、障害福祉、保育等の分野における経営情報のデータベース化の一環として整備が進められているものであり、同種のDBシステムの整備は、医療、介護、保育の分野でもそれぞれ個別に実施されている。障害福祉分野では、事業者が重なることの多い介護分野のDBシステムと登録項目の整合を図るなど、事業者の負担軽減に留意した整備が行われているが、運用は各システムで独立しており、医療、介護、障害福祉、保育の4分野の事業を運営している事業者の場合は、各システムにそれぞれ情報登録を行う必要がある。

本調査研究において、DBシステムへのデータ登録の負担軽減は、事業者への調査等から課題として把握され、論点整理等を行ったところだが、この「負担軽減」については、DBシステムそのもののデータ登録等の負担に加え、他の業務等との重複による負担についても指摘されている。この場合、他分野のDBシステムへのデータ登録負担も含まれると考えられる。また、既存の「経営実態調査」等の統計調査についても、登録情報の重なるものがあり、こうした重複をできるだけ減らしてほしいという意見が多く出されている。

こうした横断的な観点について、今後、さらに検討を行っていくことが必要と考えられる。各種DBシステムや統計調査等については、それぞれ固有の特性や目的等もあり、完全に一体化することは困難と考えられるが、情報登録を行う現場から見れば、同じような作業を何度も行わなければならないことは煩雑であり、ひいては登録情報の精度や登録率などへの影響も想定される。障害福祉のDBシステムの運用のみでは対応できないことであり、他分野とも連携して整合等の取組を進めていくことが求められる。

7 参考資料（調査票）

調査票：障害福祉サービス等事業における財務情報等の状況に関する調査

調査票番号・パスワード記載ラベル
貼付位置

【令和6年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業】

障害福祉サービス等事業における財務情報等の状況に関する調査

【調査の目的】

障害福祉サービス等事業は、障害者・児の生活を支えるうえで大きな役割を果たしており、全国で多くの事業者が事業の運営を担っています。障害福祉サービス等事業が適切に推進されるためには、事業内容の充実とともに、事業収益と費用のバランスを保ちながら継続的な経営を図っていくことが大切になりますが、こうした収支の状況把握において、サービス事業に関する財務情報は重要な役割を果たします。サービスの報酬改定等の検討にあたって、事業の決算状況など経営実態の情報をふまえ、適切な検討を進めることが求められています。

これらの財務・経営情報は従来、「経営実態調査」等の調査を通じて収集されていますが、医療・福祉分野の事業においては、事業が有する高い公共性の観点から、より広範に財務・経営情報を集約し、データベース化を進めることが求められるようになりました。そのため、医療、介護保険事業に続き、障害福祉サービス等事業においても、事業者から財務情報等を届出いただき、集約するためのシステム整備が進められています。

現在、障害福祉サービス等の運営情報については、個々の事業者が「障害福祉サービス等情報公表システム」に情報を登録する運用となっていますが、上記のシステム整備は、この「障害福祉サービス等情報公表システム」に機能を追加し、個々の事業者が財務情報等について当該システムに登録する形で整備される予定です。（なお、財務情報等については集計情報のみが公表され、事業者個別の財務情報等は公表されません。）

このシステムは来年度から運用される予定ですが、本調査は、その運用に先立ち、障害福祉サービス等における財務情報等の作成や取扱いの状況、情報登録における課題などについて把握することを目的に実施するものです。調査で得られた知見は、財務情報等の登録システムの運用にあたり、できるだけわかりやすく使いやすいものにしていくために活用されます。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【調査対象】

本調査は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される障害福祉サービス等の事業を実施する法人を対象としています。 ※「障害福祉サービス等」の定義は記入要領をご覧ください。

法人が以下のいずれかに該当する場合、本調査への回答は不要です。該当する項目に○をつけ、このまま調査票を返送してください。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 法人が存在しない・廃止・活動休止中 | 2 障害福祉サービス等事業を行ったことがない |
| 3 障害福祉サービス等事業を廃止・活動休止中 | |

※障害福祉サービス等事業を実施している法人は、次ページからの問に回答してください。

【提出期限：令和6年12月23日（月）までに提出をお願いいたします】

■差し支えなければ、法人名・法人本部の住所をご記入ください。（記入は任意）

法人名	
法人本部住所	

法人の基本情報

問 1 調査対象法人の種別で該当するもの1つを選んでください。

1 営利法人（株式会社等）	2 社会福祉法人
3 医療法人	4 特定非営利活動法人（NPO法人）
5 独立行政法人・地方独立行政法人	6 学校法人
7 （一般・公益）財団法人・社団法人	8 その他の法人（ ）

問 2 調査対象法人の規模をお聞きます。法人全体の直近の決算における売上高について、該当するもの1つを選んでください。

1 500万円以下	2 500万円超～1000万円
3 1000万円超～3000万円	4 3000万円超～5000万円
5 5000万円超～1億円	6 1億円超～5億円
7 5億円超～10億円	8 10億円超～50億円
9 50億円超～100億円	10 100億円超

※「売上高」は営利法人の場合の表記になりますので、社会福祉法人の場合は「サービス活動収益」、医療法人の場合は「医業・介護収益」、NPO法人の場合は「経常収益」等と会計基準に応じて適宜読み替えてください。（以下同様）

問 3 調査対象法人では、障害福祉サービス等事業以外の事業を実施していますか。該当するもの1つを選んでください。

1 実施している	2 実施していない
----------	-----------

※「障害福祉サービス等事業以外の事業」とは、介護保険サービス、医療、保育、地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター等）、その他、障害福祉サービス等事業に含まれないすべての事業です。なお、「障害福祉サービス等事業」の定義は記入要領をご確認ください。

※障害福祉の就労系サービス等における就労支援事業は、障害福祉サービス等事業に含めてください。（「障害福祉サービス等事業以外の事業」にはカウントしません。）

問 4 障害福祉サービス等事業と、障害福祉サービス等事業以外の事業いずれも実施している法人（前問で1を回答した法人）にお聞きます。法人全体の売上高のうち、障害福祉サービス等事業の売上高が占めるおおよその割合について、該当するもの1つを選んでください。

1 10%未満	2 10%以上20%未満
3 20%以上30%未満	4 30%以上50%未満
5 50%以上	

※障害福祉の就労系サービス等における就労支援事業の売上高は、障害福祉サービス等事業の売上高に含めてください。

問 5 調査対象法人で使用している会計基準について、該当するもの1つを選んでください。(法人内で複数の会計基準を使用している場合は、障害福祉サービス等事業で使用している会計基準を選んでください。)

1 企業会計	2 社会福祉法人会計基準
3 医療法人会計基準	4 病院会計準則
5 NPO法人会計基準	6 独立行政法人会計基準・地方独立行政法人会計基準
7 学校法人会計基準	8 公益法人会計基準
9 その他 ()	

問 6 法人の会計期間(事業年度)について、該当するもの1つを選んでください。

1 年度(4月1日～翌3月31日)	2 暦年(1月1日～12月31日)
3 その他(月 日～翌 月 日)	

※「その他」の場合は期間を記入してください。

問 7 法人で、決算月の後、決算書が確定するまでの期間について、該当するもの1つを選んでください。

1 15日(半月)以内	2 30日(1か月)以内
3 60日(2か月)以内	4 90日(3か月)以内
5 90日(3か月)超	

※例えば、決算月が3月で、決算書の確定が4月末の場合は「30日(1か月)以内」、6月末の場合は「90日(3か月)以内」になります。

問 8 法人の会計での消費税の経理方式について、該当するもの1つを選んでください。

1 税込処理方式	2 税抜処理方式
----------	----------

問 9 法人の会計での会計ソフトウェア・システムの使用状況について、該当するもの1つを選んでください。

1 市販のソフトウェア・システムを使用している
2 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している
3 表計算ソフトウェア(Microsoft Excel等)を使用している
4 ソフトウェア・システムは使用していない
5 外部委託等のため詳細不明

※表計算ソフトウェアをベースに、マクロ等を利用してシステムを構築しているものは、「2」としてください。

■ 1を選んだ場合、ソフトウェア・システムの名称、ベンダー(メーカー)名を記入してください。(複数ある場合は、障害福祉サービス等事業の会計で使用しているものを記入)

--

法人におけるサービス区分会計の状況、財務情報の登録等について

問 10 調査対象法人で実施している障害福祉サービス等事業についてお聞きます。

①実施しているサービスについて、表の該当するサービスの番号に○をつけてください。

②実施しているサービスについて、それぞれ事業所数を記入してください。

※ 1 事業所で複数サービスを実施している場合は、それぞれのサービスに計上してください。

③実施しているサービスについて、区分会計の状況を回答してください。(それぞれ該当するもの 1 つ)

①実施しているサービス	②事業所数	③区分会計の状況			
		1.事業所別にサービス単位での収支把握可能	2.法人全体でサービス単位での収支把握可能	3.サービス単位で収支把握できない	4.その他
1 居宅介護	か所	1	2	3	4
2 重度訪問介護	か所	1	2	3	4
3 同行援護	か所	1	2	3	4
4 行動援護	か所	1	2	3	4
5 療養介護	か所	1	2	3	4
6 生活介護	か所	1	2	3	4
7 短期入所	か所	1	2	3	4
8 重度障害者等包括支援	か所	1	2	3	4
9 施設入所支援	か所	1	2	3	4
10 自立訓練（機能訓練）	か所	1	2	3	4
11 自立訓練（生活訓練）	か所	1	2	3	4
12 宿泊型自立訓練	か所	1	2	3	4
13 就労移行支援	か所	1	2	3	4
14 就労継続支援A型	か所	1	2	3	4
15 就労継続支援B型	か所	1	2	3	4
16 就労定着支援	か所	1	2	3	4
17 自立生活援助	か所	1	2	3	4
18 共同生活援助	か所	1	2	3	4
19 計画相談支援	か所	1	2	3	4
20 地域相談支援（地域移行支援）	か所	1	2	3	4
21 地域相談支援（地域定着支援）	か所	1	2	3	4
22 障害児相談支援	か所	1	2	3	4
23 児童発達支援	か所	1	2	3	4
24 放課後等デイサービス	か所	1	2	3	4
25 居宅訪問型児童発達支援	か所	1	2	3	4
26 保育所等訪問支援	か所	1	2	3	4
27 福祉型障害児入所施設	か所	1	2	3	4
28 医療型障害児入所施設	か所	1	2	3	4

(区分会計「その他」の場合の具体的内容)

--

④前問の回答で事業所数が2か所以上の法人にお聞きします。事業所の立地場所が同一都道府県内かどうかを回答してください。

1 事業所はすべて同一都道府県内に立地	2 事業所は複数の都道府県に立地
---------------------	------------------

問 11 表紙に記載した「障害福祉サービス等情報公表システム」の機能追加のシステムでは、実施サービスの収支に関し、以下のような形での財務情報の登録を想定しています。法人で使用している会計基準に関わらず、登録フォームの項目は共通となります。以下では、財務情報の登録についてお聞きします。

※対象サービスに関して聞いていますが、前問で事業所別、サービス別の収支把握ができないと回答した法人は、それぞれ法人単位、事業所単位での財務情報登録が可能かどうかを想定して回答してください。

(登録フォームのイメージ)

登録項目	金額	(項目の説明)
障害福祉サービス等事業収益	円	障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、受託・補助事業収益の障害福祉分、その他収益の障害福祉分
うち自立支援給付費等収益	円	障害福祉サービス等の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	円	利用者負担金、特定費用の収益
障害福祉サービス等事業費用	円	サービス活動費用、医業・介護費用、売上原価・経常費用等の総額 (社会福祉法人会計は、サービス活動費用から国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額)
人件費	円	人件費、給与等(派遣職員費除く)
うち給与	円	職員に支払う給与、俸給、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額も含む)
うち役員報酬	円	法人の役員に支払う報酬、諸手当(退職慰労金等も含む)
うち退職給付費用	円	職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち当該会計期間に負担した退職引当金繰入額、退職共済掛金等の費用
うち法定福利費	円	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
業務委託費	円	給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、警備などを委託した業務の対価としての費用(派遣職員に係る費用も含む)
うち給食委託費	円	利用者・職員用給食を委託した費用(材料の仕入れから委託している場合には給食材料費を含む)
減価償却費	円	建物、建物付属設備、車輛船舶設備、特殊浴槽等の固定資産の減価償却費の総額
水道光熱費	円	電気、ガス、水道等の使用料
その他の費用	円	上記以外の費用の総額
うち材料費	円	給食材料、介護用品、医薬品、診療・療養等材料等に係る費用
うち給食材料費	円	食材及び食品の費用(給食委託費に含まれる材料の仕入費は除く)
うち研修費	円	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費	円	
うち車両費	円	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額	円	税抜会計の場合の控除対象外消費税等負担額
事業外収益	円	サービス活動外収益、医業・介護外収益、営業外収益等の総額
うち受取利息配当金	円	預貯金の利息、出資金に対する配当金の収益
うち運営費補助金収益	円	国、地方公共団体等からの運営費補助金等の収益
うち施設整備補助金収益	円	国、地方公共団体等からの施設整備補助金等の収益 (社会福祉法人会計は、国庫補助金等特別積立金取崩額も含む)
うち寄付金	円	経常経費に対する寄付金の収益
事業外費用	円	サービス活動外費用、医業・介護外収益、営業外費用等の総額
うち借入金利息	円	長期借入金、短期借入金の支払い利息の額
特別収益	円	特別収益、臨時収益等の総額
特別費用	円	特別費用、臨時費用等の総額
法人税、住民税及び事業税負担額	円	法人税、住民税及び事業税の当該会計期間の計上額

①法人では、上記登録フォームの項目について、対象サービスの収支に係る財務データの登録は可能ですか。該当するもの1つを選んでください。

1	それほど負担なく項目別に登録可能	2	手間はかかるが項目別に登録可能
3	項目別の登録は難しい	4	一部の項目で対応困難なものがある

(4 の場合の具体的内容)

--

②登録フォームの項目について、法人で使用している勘定科目から、さらに細分化しなければ対応できないと思われるもの(元帳から再集計しなければならないもの)はありますか。該当する項目の番号に○をつけてください。
(例)登録項目のA費用は、法人の勘定科目ではB費用に含まれるが、B費用には別のC費用も含まれるため、改めて仕訳・再集計作業をしなければならない 等

※特に該当するものがなければ、「31 特に再集計の必要な項目はない」に○をつけてください。

1	障害福祉サービス等事業収益
2	うち自立支援給付費等収益
3	うち利用者負担金等収益
4	障害福祉サービス等事業費用
5	人件費
6	うち給与
7	うち役員報酬
8	うち退職給付費用
9	うち法定福利費
10	業務委託費
11	うち給食委託費
12	減価償却費
13	水道光熱費
14	その他の費用
15	うち材料費
16	うち給食材料費
17	うち研修費
18	うち本部費
19	うち車両費
20	うち控除対象外消費税等負担額
21	事業外収益
22	うち受取利息配当金
23	うち運営費補助金収益
24	うち施設整備補助金収益
25	うち寄付金
26	事業外費用
27	うち借入金利息
28	特別収益
29	特別費用
30	法人税、住民税及び事業税負担額
31	特に再集計の必要な項目はない

③前問で、いずれかの項目に○をつけた法人は、再集計をしなければならない科目等の具体的内容を記入してください。

④財務情報の登録システムでは、登録フォームの利用方法などをまとめたマニュアル、法人で使用している会計基準から登録フォームの項目に読み替え（変換）を行うツール等の整備を予定しています。こうしたマニュアル・ツール等の内容や機能、その他システムの運用等に関して留意してほしいことなどがありましたら、自由に記入してください。

法人における職員情報の登録等について

問 12 法人において、職員の勤怠管理・給与管理等におけるソフトウェア・システムの使用状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 市販のソフトウェア・システムを使用している |
| 2 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している |
| 3 表計算ソフトウェア（Microsoft Excel等）を使用している |
| 4 ソフトウェア・システムは使用していない |
| 5 外部委託等のため詳細不明 |

※表計算ソフトウェアをベースに、マクロ等を利用してシステムを構築しているものは、「2」としてください。

■ 1を選んだ場合、ソフトウェア・システムの名称、ベンダー（メーカー）名を記入してください。（複数ある場合は、障害福祉サービス等事業の勤怠管理・給与管理等で使用しているものを記入）

問 13 複数の事業所を有する法人にお聞きます。法人では、特定の1事業所に所属する職員の人数（常勤換算数）や給与を、区分して集計することができますか。該当するもの1つを選んでください。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 常勤・非常勤に分けて集計可能 | 2 常勤・非常勤を分けなければ集計可能 |
| 3 事業所を区分した集計は難しい | 4 おおむね可能だが一部集計できないものがある |

（4の場合の具体的内容）

--

問 14 複数種類の障害福祉サービス等を実施する法人にお聞きます。法人では、特定の1サービスに従事する職員の人数（常勤換算数）や給与を、区分して集計することができますか。該当するもの1つを選んでください。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 常勤・非常勤に分けて集計可能 | 2 常勤・非常勤を分けなければ集計可能 |
| 3 サービスを区分した集計は難しい | 4 おおむね可能だが一部集計できないものがある |

（4の場合の具体的内容）

--

問 15 表紙に記載した「障害福祉サービス等情報公表システム」の機能追加のシステムでは、財務情報とともに、障害福祉サービス等に従事する職種別職員の人数・給与に関し、以下のような形での情報登録を想定しています。職種別職員の情報登録についてお聞きます。

※登録情報は、基準月に在籍の職員人数（常勤換算数）、基準月分として支払った給料総額（基本給+手当）、月換算賞与（年額÷12）となります。

※対象サービスに従事する職種別職員に関して聞いていますが、前問で事業所別、サービス別の職員数集計ができないと回答した法人は、それぞれ法人単位、事業所単位での職種別職員の情報登録が可能かどうかを想定して回答してください。

（登録フォームのイメージ）

職種		人数（常勤換算数）	給与	
			給料	賞与
1	施設長・管理者	人	円	円
2	サービス管理責任者	人	円	円
3	児童発達支援管理責任者	人	円	円
4	サービス提供責任者	人	円	円
5	医師	人	円	円
6	看護職員（保健師、看護師、准看護師）	人	円	円
7	理学療法士・作業療法士	人	円	円
8	機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	人	円	円
9	心理指導担当職員（公認心理師含む）	人	円	円
10	福祉・介護職員	ホームヘルパー	人	円
11		生活支援員	人	円
12		児童指導員	人	円
13		保育士	人	円
14		世話人	人	円
15		職業指導員	人	円
16		地域移行支援員	人	円
17		就労支援員	人	円
18		就労定着支援員	人	円
19		就労選択支援員	人	円
20		地域生活支援員	人	円
21		訪問支援員	人	円
22		夜間支援従事者	人	円
23		その他の福祉・介護職員	人	円
24	主任相談支援専門員	人	円	円
25	相談支援専門員	人	円	円
26	地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	人	円	円
27	管理栄養士・栄養士	人	円	円
28	調理員	人	円	円
29	事務員	人	円	円
30	その他の職員	人	円	円

※複数の職種を兼務する職員については、いずれか主たる職種1つに計上いただく形になります。

①法人では、対象サービスに従事する職種別職員の人数（常勤換算数）について、登録は可能ですか。該当するものの1つを選んでください。

1 常勤・非常勤に分けて職種別登録可能

2 常勤・非常勤を分けなければ職種別登録可能

3 職種別登録は難しい

4 一部の職種等に対応困難なものがある

（4 の場合の具体的内容）

②法人では、対象サービスに従事する職種別職員の給与のうち、給料（基本給+手当）について、登録は可能ですか。該当するもの1つを選んでください。

1 常勤・非常勤に分けて職種別登録可能

2 常勤・非常勤を分けなければ職種別登録可能

3 職種別登録は難しい

4 一部の職種等に対応困難なものがある

（4 の場合の具体的内容）

③法人では、対象サービスに従事する職種別職員の給与のうち、賞与について、登録は可能ですか。該当するもの1つを選んでください。

1 常勤・非常勤に分けて職種別登録可能

2 常勤・非常勤を分けなければ職種別登録可能

3 職種別登録は難しい

4 一部の職種等に対応困難なものがある

（4 の場合の具体的内容）

④職種別職員の情報登録システムに関し、運用にあたって留意してほしいことなどがありましたら、自由に記入してください。

質問は以上です。あらためて、記入漏れ等がないかどうかご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 令和 6 年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査研究
報 告 書

令和 7 年 3 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第 1 部
〒530-8213 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号
TEL : 06-7637-1430
